Ⅰ．請負工事成績評定要領

【土木工事等・機械工事・電気工事】

（H23.1.1～H25.12.31）

請負工事成績評定要領

（平成１３年１２月２８日
水公達平成13年第28号）

〔沿革〕　平成15年10月１日水機達平成15年度第47号改正
平成16年８月23日水機達平成16年度第　７号改正
平成17年４月１日水機達平成１７年度第１号改正
平成21年３月30日水機達平成20年度第16号改正

（目的）

第１条　この要領は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）に係る請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって工事請負者の適正な選定に資することを目的とする。

（評定の対象）

第２条　評定の対象は、原則として１件の請負金額が５００万円を超える請負工事及び当該工事の入札時又は契約締結後に受け付けた技術提案（以下「ＶＥ提案等」という。）について行うものとする。 ただし、次条第２号に規定する工事の技術的難易度の評定の対象については、別に定めるものとする。

（評定の内容）

第３条　評定は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一　工事成績：工事の施工状況及び目的物の品質等

二　工事の技術的難易度：構造物条件及び技術特性等工事内容の難しさ

三　ＶＥ提案等：企業からのＶＥ提案等及び同提案等に基づく工事施工状況、目的物の品質等

（評定者）

第４条　前条各号の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

一　工事成績　工事の請負契約についての検査を行う者（以下「検査員」と　いう。）及び監督を行う者（以下「統括監督職員及び主任監督職員」という。）

二　工事の技術的難易度　統括監督職員

三　ＶＥ提案等　ＶＥ提案審査会

２　前項各号に掲げる評定者については、別に定めるものとする。

（評定の方法）

第５条　評定は、監督、検査、ＶＥ提案等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

２　評定の結果は、別に定める工事成績評定表、工事技術的難易度評価表及びＶＥ提案等評定表（以下「評定表等」という。）に記録するものとする。

３　工事成績評定表の作成は、当該工事について作成されたすべての別に定める工事成績採点表に基づき当該工事を所掌する本社の部室長、総合技術センター所長、支

社の部長、局長、総合事業部長、総合事業所長、建設所長、総合管理所長又は管理所長（以下「所長等」という。）が行うものとする。④

４　工事技術的難易度評価表及びＶＥ提案等評定表の作成は、それぞれの評定者が行うものとする。

（評定の時期）

第６条　工事成績の評定は、次の各号に掲げる時期に行うものとする。

一　検査員にあっては、完成検査若しくは指定部分完了検査に合格したとき及び工事の既済部分について既済部分検査若しくは中間検査で確認したとき。

二　統括監督職員及び主任監督職員にあっては、工事が完成したとき及び指定部分工事が完了したとき。

２　工事の技術的難易度の評定は、工事が完成したときに行うものとする。

３　ＶＥ提案等の評定は、次の各号に掲げる時期に行うものとする。

一　当該提案を受けたとき。

二　当該提案に基づき工事を行ったものにあっては、工事が完成したとき。

三　供用後の性能等が当該提案に規定された工事にあっては、当該工事が完成した後、当該性能の測定を行ったとき。

（評定表等の提出）

第７条　評定者及び所長等は、評定表等を作成したときは、遅滞なく、これを契約職（分任契約した工事については分任契約職とする。以下同じ。）に提出するものとする。

（評定の結果の通知）

第８条　契約職は、評定者及び所長等から評定表等の提出があったときは、遅　滞なく、当該工事の請負者及び技術提案を行った者に対して、評定の結果を、別に定めるところにより通知するものとする。

（評定の修正）

第９条　契約職は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

２　契約職は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

（説明請求等）

第 10 条　前２条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して１４日以内に、書面により、契約職に対して評定の内容について説明を求めることができる。

２　契約職は、前項による説明を求められたときは、別に定めるところにより速やかに回答するものとする。

３　契約職は、説明の請求者に回答を行ったときは、請求者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

（再説明請求等）

第 11 条　前条第２項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して１４日以内に、書面により、契約職を経由して理事長に対して再説明を求めることができる。

２　理事長は、前項による再説明を求められたときは、機構に設けられた工事等成績

評定審査委員会の審議を経て書面により回答するものとする。
3　理事長は、再説明の請求者に回答を行ったときは、再説明の請求者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

附　則

1　この達は、平成 14 年 1 月 1 日以降の新規発注工事について適用する。
2　平成 13 年 12 月 31 日以前に発注した工事については、従前の例による。
3　請負工事成績評定要領（水公達昭和 58 年第 8 号）は、廃止する。

附　則

この達は、平成 15 年 10 月 1 日から実施する。

附　則

この達は、平成 16 年９月 1 日から実施する。

附　則

この達は、平成１７年４月 1 日から実施する。

附　則

この達は、平成 21 年４月 1 日から実施する。

Ⅱ．請負工事成績評定要領の運用

【土木工事等・機械工事・電気工事】

（H23.1.1～H25.12.31）

１．請負工事成績評定要領の運用について

１）評定の対象（第２条関係）

　請負工事成績評定要領（水公達平成 13 年第 28 号。以下「要領」という。）第２条の別に定める工事の技術的難易度の評定の対象は、建設工事有資格者認定要領（水公達平成９年第５号）第３条に規定する工事種類のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、機械設備工事、橋梁上部工事、舗装工事、法面処理、その他これに類する工事とする。

２）評定者（第４条関係）

(1)　要領第４条第１項第１号及び第２号に掲げる評定者について、統括監督職員を置かない工事にあっては、主任監督職員が統括監督職員の行う評定を行うこととする。

(2)　要領第４条第２項の別に定める評定者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

①　要領第４条第１項第１号に規定する「検査員」は、独立行政法人水資源機構会計規程（水機規程平成 15 年第 15 号）第７３条の規定により検査を行う契約職又は工事請負契約の事務処理要領（水公達昭和３７年第４号。以下「事務処理要領」という。）第 27 条第１項の規定により指定された検査員とし、「統括監督職員及び主任監督職員」は工事請負契約の事務処理要領第２６条の２第２項に規定する統括監督職員及び主任監督職員とする。

②　要領第４条第１項第３号に規定する「ＶＥ提案審査会」は、「入札時ＶＥ方式（価格競争型）の試行について」（平成 10 年１月 19 日付け 10 経契第 24 号、10 技第７号）及び「契約後ＶＥ方式の試行について」（平成 10 年１月 19 日付け 10 経契第 25 号、10 技第８号）に規定するＶＥ提案審査会とする。

３）評定の方法（第５条関係）

(1)　要領第５条第１項に規定する評定にあたっては、評定の内容に応じ、次の点に留意することとする。

①　工事成績の評定にあたっては、評定者は、「２．工事成績評定手順」により評定を行うこととする。なお、請負者が工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」の実施状況について提出できることとし、その提出があった場合には、これを考慮することとする。

②　工事の技術的難易度の評定にあたっては、評定者は、主任監督職員の意見を踏まえ、工事施工において確認した事項に基づき、「４．工事技術的難易度評価手順」により評定を行うこととする。

③　ＶＥ提案等の評定にあたっては、提案ごとに独立して、「５.ＶＥ提案等評定手順」により評定を行うこととする。

(2)　要領第５条第２項に規定する評定の結果は、評定の内容に応じ、次の様式に記録することとする。

①　工事成績の評定結果　　　　　　　　別記様式１「工事成績評定表」
②　工事の技術的難易度の評定結果　　　別記様式２「工事技術的難易度評価表」
③　ＶＥ提案等の評定結果　　　　　　　別記様式３「ＶＥ提案等評定表」

(3)　要領第５条第３項の別に定める工事成績採点表は、別記様式４によるものとする。

４）評定結果の通知（第８条関係）

要領第８条に規定する評定結果の通知は、評定の内容に応じ、次の要領に定めるところにより通知することとする。

①　工事成績の評定結果の通知　　　　　別添１「工事成績評定通知実施要領」
②　工事の技術的難易度の評定結果の通知　別添１「工事成績評定通知実施要領」
③　ＶＥ提案等の評定結果の通知　　　　別添２「ＶＥ提案等評定通知実施要領」

５）評定の修正（第９条関係）

要領第９条に規定する評定の修正のうち、ＶＥ提案等の評定結果の修正は、当該ＶＥ提案等に基づく施工に関し、かし等が発生した場合に修正することとし、当該かし等が極めて重大である場合は、当該ＶＥ提案等の評定結果を抹消することとする。

６）保管

①　工事成績評定表、工事成績評定表、工事成績採点表は、所長等が保管するものとする。
②　ＶＥ提案等評定表は、ＶＥ提案審査会が保管するものとする。

７）その他

契約職は、毎年の評定結果を翌年の１月２０日までに理事長に報告することとする。

２．工事成績評定手順

工事成績の評定は、次の手順により行うものとする。

【手順１】工事成績採点表（別記様式４）の作成

① 主任監督職員である評定者は、別紙１－１①～⑧「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」に基づき採点し、採点の結果を工事成績採点表に記入する。

② 統括監督職員である評定者は、別紙１－２①～④「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」に基づき採点し、採点の結果を工事成績採点表に記入する。

③ 検査員である評定者は、別紙１－３①～⑳「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」に基づき採点し、採点の結果を工事成績採点表に記入する。

④ 各評定者は、採点にあたっては、別紙１－４「記入方法及び留意事項」及び別紙１－５「施工プロセスのチェックリスト（案)」を考慮するものとする。

【手順２】工事成績評定表（別記様式１）及び細目別評定点採点表（別記様式５）の作成

所長等は、手順１により作成されたすべての工事成績採点表に基づき、工事成績評定表及び細目別評定点採点表に評定点を記入する。

３．工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表等

別紙１－１ ①～⑧（主任監督職員記入用）

別紙１－２ ①～④（統括監督職員記入用）

別紙１－３ ①～⑲（検査員記入用）

別紙１－４ 記入方法及び留意事項

別紙１－５「施工プロセス」のチェックリスト（案）

※「施工プロセス」のチェックリスト（案）については従来と変更なし

別紙１－１①

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（主 任 監 督 職 員）

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □　「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 □　施工計画書を、工事着手前に提出している。 □　作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 □　品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 □　元請が下請の作業成果を検査している。 □　施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 □　緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 □　現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 □　工場製作期間における技術者を適切に配置している。 □　機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 □　その他（　　　　） 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□　施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□　施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等）	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
		●評価対象項目 【全体を評価する項目】 □　「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 □　作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 □　現場代理人が、工事全体を把握している。 □　設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 □　監督員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 □　書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 □　契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 □　施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 □　下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 □　監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 □　その他（　　　　） 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□　配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□　配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（主 任 監 督 職 員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="6">２．施工状況</td><td rowspan="3">Ⅰ．施工管理</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。
□　施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
□　現場条件の変化に対して、適切に対応している。
□　工事材料の品質に影響が無いよう保管している。
□　日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□　日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□　現場内の整理整頓を日常的に行っている。
□　指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。
□　工事打合せ簿を、不足無く整理している。
□　建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
□　工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
□　その他（理由：　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅱ．工程管理</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。
□　工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
□　実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□　現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□　時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□　工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□　適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
□　休日の確保を行っている。
□　計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
□　その他（理由：　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙１－１③

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（主任監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 □ 災害防止協議会等を１回／月以上行っている。 □ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 □ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 □ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 □ 過積載防止に取り組んでいる。 □ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 □ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 □ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □ その他（理由：　） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 □ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 □ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 □ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 □ その他（理由：　） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（主任監督職員）

考査項目	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□　契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った
	※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。				

① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

機械設備工事	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□　契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った

※上記欄によらず、当該欄で評価

●評価対象項目
- □　据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。
- □　設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
- □　工事写真の撮影記録が撮影基準を満足している。
- □　設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
- □　不可視部分の出来形を写真撮影している。
- □　塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
- □　溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
- □　社内の管理基準に基づき管理している。
- □　設計図書に定められている予備品に不足が無い。
- □　分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
- □　その他（理由：　　　　）

●判断基準

評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（主任監督職員）

考査項目	工種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	電気設備工事 通信設備工事・受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 □　据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 □　機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 □　不可視部分の出来形を写真撮影している。 □　設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 □　設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 □　設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 □　配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 □　測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 □　行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □　配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　社内の管理基準に基づき管理している。 その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・ｃ ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□　契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。

別紙１－１⑥

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（主 任 監 督 職 員）

考 査 項 目	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□　契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。 ①　品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②　品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③　品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④　品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする				

機械設備工事	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□　契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。
※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 □　材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 □　設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 □　設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 □　機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 □　溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □　塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □　操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 □　操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 □　小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 □　設備の取扱説明書を工夫している。 □　完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 □　点検しやすいよう機器の配置を工夫している。 □　設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 □　コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 □　バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 □　計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 □　回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 □　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □　現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 □　その他（理由：　　　　　　　　） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				

別紙１－１⑦

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（主任監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="6">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td rowspan="2">電気設備工事
通信設備工事・受変電設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
□ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
□ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。
□ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
□ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
□ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
□ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
□ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
□ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
□ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
□ その他（理由：　　　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">維持･修繕工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
□ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。
□ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。

□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：

●判断基準
※該当項目が６項目以上・・・ａ
※該当項目が４項目以上・・・ｂ
※該当項目が３項目以下・・・ｃ
注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（主任監督職員）

考査項目	細別	工夫事項	
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	【施工】 □ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □ ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 **※本項目は２点の加点とする。** □ 特殊な工法や材料を用いた工事。 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 □ ＮＥＴＩＳ登録技術を活用した工事。 **※本項目は２点の加点とする。** 【品質】 □ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □ 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 **※本項目は２点の加点とする。** □ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 環境保全に関する工夫。	【その他】 □ その他 （理由：　　　　　　　　） □ その他 （理由：　　　　　　　　） □ その他 （理由：　　　　　　　　） □ その他 （理由：　　　　　　　　） □ その他 （理由：　　　　　　　　） □ その他 （理由：　　　　　　　　） □ その他 （理由：　　　　　　　　）
	記述評価 （レマークを付した評価内容を詳細記述）	評　点：＿＿＿＿点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※２．評価は各項目において１つレ点が付されれば１、２、４点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３．該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※４．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、統括監督職員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

別紙１－２①

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（統 括 監 督 職 員 ）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細 別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="6">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅱ．工程管理</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。
□　工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
□　災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
□　工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
□　その他（理由：　　　　）

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">Ⅲ．安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□　安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□　安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□　安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□　その他（理由：　　　　）
●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（統括監督職員）

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ構造物の特殊性への対応 □ 1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □ 3.その他 （理由：　　　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**４点の加点**とする。	(1.について) 切土の土工量：20 万㎥以上、盛土の土工量：15 万㎥以上、護岸・築堤の平均高さ：10m 以上 、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m 以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15㎡以上、揚排水機場の吐出管径：2,000㎜以上、堰又は水門の最大径間長：25m 以上、堰又は水門の径間数：3 径間以上、堰又は水門の扉体面積：50㎡/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸提の水深：10m 以上、地滑り防止工：幅 100m以上かつ法長 150m以上、浚渫工の浚渫土量：100 万㎥以上、流路工の計画高水流量：500㎥以上、砂防ダムの堤高：15m 以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400㎥/s 以上、橋梁下部工の高さ：30m 以上、橋梁上部工の最大支間長：100m 以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ 8.緊急時に対応が特に必要な工事 □ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 □ 10.その他 （理由：　　　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**６点の加点**とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・ＤＩＤ地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ 15.その他 （理由：　　　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**４点の加点**とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 □ 16. 12 ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 17.その他（　　　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**６点の加点**とする。	
	評価	評点：＿＿＿＿点	

※１．工事特性は、最大２０点の加点評価とする。

※２．主任監督職員が評価する「５．創意工夫」との二重評価は行わない。

※３．評価にあたっては、主任監督職員等の意見も参考に評価する。

別紙１－２③

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（統括監督職員）

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
		●評価対象項目 □　周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 □　現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 □　定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □　道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 □　地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 □　災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 □　その他（理由：　　　　　　　　　　） ●判断基準 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。				

別紙１－２④

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（統括監督職員）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
7．法令遵守等	

措置内容	点数
□　1.指名停止３ヶ月以上	－　２０点
□　2.指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－　１５点
□　3.指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－　１３点
□　4.指名停止２週間以上１ヶ月未満	－　１０点
□　5.文書注意	－　８点
□　6.口頭注意	－　５点
□　7．工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合（不問で処分した案件。　もらい事故や交通事故は含まない。）	－　３点
□　8.その他（理由：　　　　）	－　　点
□　9.項目該当なし	

①　本考査項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
②　「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③　「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
④　総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、８．その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	● 評価対象項目 □ 契約書第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 □ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 □ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 □ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ その他 （　理由：　） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

考査項目	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
- □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- □ 写真管理基準の管理項目を満足している。
- □ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
- □ その他（理由：　　　　　　　　　　）

①　出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。

機械設備工事	a	a’	b	b’	c	d	e
	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
※上記欄によらず、当該欄で評価	（下記「評価対象項目」参照）					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。
- □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。
- □ 工事写真の撮影記録が撮影基準を満足している。
- □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
- □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- □ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
- □ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
- □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- □ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。
- □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。
- □ その他（理由：　　　　　　　　　　）

●判断基準

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ａ
評価値が80%以上 90%未満・・・・・・・ａ’
評価値が70%以上 80%未満・・・・・・・ｂ
評価値が60%以上 70%未満・・・・・・・ｂ’
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ｃ

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

		a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅰ．出来形	電気設備工事 通信設備工事・受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 □　据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □　機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 □　写真管理基準の管理項目を満足している。 □　不可視部分の出来形が写真により確認できる。 □　設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □　設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □　設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □　配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 □　行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □　配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □　その他（理由：　　　　　） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・・・ａ 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・ａ’ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・・ｂ 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・・ｂ’ 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・・ｃ ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	コンクリート構造物工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □　コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
- □　鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- □　コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　有害なクラックが無い。
- □　その他（　　理由：　　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
評価値	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
評価値	60%以上75%未満	b	b'	c	c
評価値	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
土工事（切土、盛土、堤防等工事）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □　雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- □　段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
- □　置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
- □　締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □　一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
- □　芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □　構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □　土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
- □　ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
- □　法面に有害な亀裂が無い。
- □　伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □　その他（　　理由：　　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
評価値	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
評価値	60%以上75%未満	b	b'	c	c
評価値	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	護岸・根固・水制工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目
- □　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- □　裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
- □　緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
- □　石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
- □　遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
- □　基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
- □　コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
- □　施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
- □　埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　有害なクラックが無い。
- □　その他
- □　（理由：　　　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
鋼橋工事 （ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

評価対象項目

【工場製作関係】
- □　鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
- □　溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □　溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
- □　孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
- □　欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
- □　塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- □　素地調整を行う場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
- □　塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
- □　塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- □　その他（理由：　　　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

【架設関係】
- □　ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
- □　ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
- □　高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
- □　高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
- □　支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
- □　架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
- □　架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
- □　現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
- □　現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
- □　その他（理由：　　　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事 （集水井工事を含む）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

□　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□　運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□　コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。
□　地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
□　鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
□　有害なクラックが無い。
□　その他（　理由：　）

【砂防構造物工事に適用】

□　コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□　アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□　ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□　その他（　理由：　）

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む)】

□　アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□　ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。
□　集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。
□　その他（　理由：　）

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙１－３⑦

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	舗装工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【路床・路盤工関係】

- □　設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
- □　路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
- □　路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
- □　路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □　路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
- □　路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　　　　　　　　　）

【アスファルト舗装工関係】

- □　アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
- □　舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
- □　プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
- □　舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- □　各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
- □　縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
- □　密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　　　　　　　　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

【コンクリート舗装工関係】

- □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □　舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □　材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
- □　チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　　　　　　　　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	コンクリート二次製品 水路工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため､監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため､検査員が修補指示を行った。
	管水路工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため､監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため､検査員が修補指示を行った。

コンクリート二次製品水路工事

● 評価対象項目

【ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品水路工事】（Ｌ型・ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ・ﾌﾞﾛｯｸ積み水路を対象とし、Ｕ字溝・ＢＦ等は対象外）

- □ 材料の品質が証明書等で確認できる。
- □ 施工基面が平滑に仕上げられている。
- □ 設計図書で示す条件により締め固めが実施されている。
- □ 根入れ部分が設計図書どおり施工されていることが確認できる。
- □ 二次製品の吊り込み、据付けの際に十分な配慮がなされていることが確認できる。
- □ 二次製品の仮置が適切に行われていることが確認できる。
- □ 継目が設計図書で示す条件により施工されている。
- □ 有害なクラックがない。
- □ その他（理由：　　　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

管水路工事

● 評価対象項目

- □ 材料の品質が証明書等で確認できる。
- □ 管の接合が設計図書で示す条件により実施されていることが確認できる。
- □ 設計図書で示す条件により締め固めが実施されていることが確認できる。
- □ 管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。
- □ 地盤面、基礎面に不陸が生じていないことが確認できる。
- □ 管の吊り込み、据付けの際に十分な注意を払っていることが確認できる。
- □ 管の仮置が適切に行われていることが確認できる。
- □ その他（理由：　　　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	法面工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙１－４参照。					① 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	② 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共　通】

- □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
- □ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
- □ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
- □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- □ その他（理由：　　　　）

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】

- □ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
- □ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
- □ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
- □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
- □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ その他（理由：　　　　）

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】

- □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 金網の重ね幅が、１０ｃm以上確保されていることが確認できる。
- □ 金網が破損を生じていないことが確認できる。
- □ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
- □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
- □ 吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- □ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
- □ その他（理由：　　　　）

【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】

- □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
- □ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
- □ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 枠内に空隙が無いことが確認できる。
- □ 層間にはく離が無いことが確認できる。
- □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- □ その他（理由：　　　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	基礎工事及び 地盤改良工事						□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。

●評価対象項目
【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等)】
□　杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
□　既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
□　杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
□　水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□　溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
□　場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２m以上挿入して施工していることが確認できる。
□　掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□　配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□　裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
□　強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
□　その他（理由：　）

【地盤改良関係】
□　改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
□　事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
□　施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
□　その他（理由：　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
	海岸工事						□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。

●評価対象項目
□　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□　運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□　コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。
□　転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。
□　捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。
□　工事期間中、１日１回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。
□　台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。
□　その他（理由：　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	コンクリート橋 上部工事 （ＰＣ及びＲＣを対象）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □　コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □　鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- □　鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □　プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
- □　ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
- □　有害なクラックが無い。
- □　その他（理由：　　　　　　　　　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	塗装工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□　塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□　ケレンを入念に実施していることが確認できる。
□　天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
□　塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
□　鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
□　塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
□　塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
□　溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
□　塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□　その他（理由：　　　　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工種	a	a’	b	b’	c	d	e
トンネル工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□　吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
□　坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
□　金網の継ぎ目を１５ｃｍ以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
□　吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に､吹付コンクリートの一層の厚さが１５ｃm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
□　吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
□　ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
□　逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
□　その他（理由：　　　　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	植栽工事							

植栽工事

□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。

●評価対象項目

- □　活着が促されるよう管理していることが確認できる。
- □　樹木などに損傷､はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
- □　樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
- □　施工完了後、余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
- □　肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
- □　植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。
- □　添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
- □　樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
- □　その他（理由：　　　　　　　　）

d：□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

e：□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため､検査員が修補指示を行った。

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

防護柵（網）・標識・区画線等設置工事

a	a’	b	b’	c	d	e

□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。

●評価対象項目

- □　防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
- □　防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- □　防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
- □　防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
- □　基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
- □　防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
- □　ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
- □　ペイント式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が、１０％以下であることが確認できる。
- □　区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
- □　区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
- □　プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
- □　区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　　　　　　　）

d：□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

e：□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため､検査員が修補指示を行った。

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙１－３⑭

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3．出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td rowspan="2">電線共同溝工事</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
□　管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
□　プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。
□　特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
□　特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
□　埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
□　管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
□　その他（
理由：　）</td></tr>
</table>

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙１－３⑮

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	維持工事 （清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）	●評価対象項目 □　使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □　監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □　緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 □　理由： □　理由： □　理由： □　理由： ●判断基準 ※　該当項目が６項目以上・・・・・・・ａ ※　該当項目が５項目・・・・・・・・・ａ’ ※　該当項目が４項目・・・・・・・・・ｂ ※　該当項目が３項目・・・・・・・・・ｂ’ ※　該当項目が２項目以下　・・・・・・ｃ 注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大８項目とする。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		a	a’	b	b’	c	d	e
	修繕工事 （橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）	●評価対象項目 □　使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □　監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □　施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 □　理由： □　理由： □　理由： □　理由： ●判断基準 ※　該当項目が６項目以上・・・・・・・ａ ※　該当項目が５項目・・・・・・・・・ａ’ ※　該当項目が４項目・・・・・・・・・ｂ ※　該当項目が３項目・・・・・・・・・ｂ’ ※　該当項目が２項目以下　・・・・・・ｃ 注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大８項目とする。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

別紙１－３⑯

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="6">３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td rowspan="3">機械設備工事</td><td>優れている</td><td>bより優れている</td><td>やや優れている</td><td>cより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">評価対象項目
□　材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
□　設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
□　設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
□　機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
□　溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
□　塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
□　操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
□　操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
□　小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
□　設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
□　完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
□　点検しやすいよう機器の配置を工夫していることが確認できる。
□　交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう設備の構造や機器の配置を工夫していることが確認できる。
□　二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
□　バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
□　計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
□　回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
□　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□　現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□　その他（理由：　　　　　　　　　　）

●判断基準
※　評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’
※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b
※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’
※　評価値が 60%未満・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">電気設備工事</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>bより優れている</td><td>やや優れている</td><td>cより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">評価対象項目
□　製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。
□　材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
□　操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
□　ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□　設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□　設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
□　設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
□　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□　設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□　その他（理由：　　　　　　　　　　）

●判断基準
※　評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’
※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b
※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’
※　評価値が 60%未満・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙１－３⑰

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	通信設備工事・受変電設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない		
		●評価対象項目 □　設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 □　材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 □　材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 □　設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 □　完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 □　完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 □　設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 □　設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 □　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 □　設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 □　その他 （理由：　　　　　　　　　　） ●判断基準 ※　評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a ※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’ ※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b ※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’ ※　評価値が 60%未満・・・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工種		a	a’	b	b’	c	d	e
上記以外の工事（情報ボックス、浚渫工等）又は合併工事	＜A＞	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	＜B＞	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙１－４参照。						

●評価対象項目

□　理由：

□　理由：

□　理由：

□　理由：

□　理由：

□　理由：

□　理由：

□　理由：

●判断基準

＜A＞　対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事
ｅｘ）浚渫工、取壊し工等

※　該当項目が 90%以上・・・・・・・・・・a
※　該当項目が 80%以上 90%未満・・・・・a’
※　該当項目が 70%以上 80%未満・・・・・b
※　該当項目が 60%以上 70%未満・・・・・b’
※　該当項目が 60%未満・・・・・・・・・c
なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

＜B＞　対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

①　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
②　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
③　評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能		
		50%以下	80%以下	80%を超える
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

別紙１－３⑱

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	●評価対象項目 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　クラックが無い。 □　漏水が無い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	土工事 （盛土・築堤工事等）	●評価対象項目 □　仕上げが良い。 □　通りが良い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　構造物へのすりつけなどが良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	切土工事	●評価対象項目 □　規定された勾配が確保されている。 □　切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □　法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □　滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □　関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　既設構造物とのすりつけが良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	鋼橋工事	●評価対象項目 □　表面に補修箇所が無い。 □　部材表面に傷及び錆が無い。 □　溶接に均一性がある。 □　塗装に均一性がある。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	地すべり防止工事	●評価対象項目 □　地山との取り合いが良い。 □　天端、端部の仕上げが良い。 □　施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	舗装工事	●評価対象項目 □　舗装の平坦性が良い。 □　構造物の通りが良い。 □　端部処理が良い。 □　構造物へのすりつけ等が良い。 □　雨水処理が良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	法面工事	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　植生、吹付等の状態が均一である。 □　端部処理が良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	

別紙１－３⑲

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

考 査 項 目	工　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ III. 出来ばえ	基礎工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 □　土工関係の仕上げが良い。 □　通りが良い。 □　端部及び天端の仕上げが良い。 □　施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良はｃ評価とする。		●判断基準 該当３項目以上・・・ａ 該当２項目・・・・・ｂ 該当１項目・・・・・ｃ 該当項目なし・・・・ｄ	
	コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　支承部の仕上げが良い。 □　クラックが無い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・ａ 該当４項目・・・・・ｂ 該当３項目・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・ｄ	
	塗装工事 （工場塗装を除く）	●評価対象項目 □　塗装の均一性が良い。 □　細部まできめ細かな施工がされている。 □　補修箇所が無い。 □　ケレンの施工状況が良好である。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・ａ 該当３項目・・・・・ｂ 該当２項目・・・・・ｃ 該当１項目以下・・・ｄ	
	植栽工事	●評価対象項目 □　樹木の活着状況が良い。 □　支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □　支柱の取り付けが堅固である。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・ａ 該当２項目・・・・・ｂ 該当１項目・・・・・ｃ 該当項目なし・・・・ｄ	
	防護柵（網）工事	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　端部処理が良い。 □　部材表面に傷及び錆が無い。 □　既設構造物等とのすりつけが良い。 □　きめ細やかに施工されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・ａ 該当４項目・・・・・ｂ 該当３項目・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・ｄ	
	標識工事	●評価対象項目 □　設置位置に配慮がある。 □　標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □　標識板の支柱に変色が無い。 □　支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・ａ 該当３項目・・・・・ｂ 該当２項目・・・・・ｃ 該当１項目以下・・・ｄ	
	区画線工事	●評価対象項目 □　塗料の塗布が均一である。 □　視認性が良い。 □　接着状態が良い。 □　施工前の清掃が入念に実施されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・ａ 該当３項目・・・・・ｂ 該当２項目・・・・・ｃ 該当１項目以下・・・ｄ	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検　査　員　）

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	管水路工事	●評価対象項目 □　管路の通りが良い。 □　管の外観に欠損、亀裂等及び塗覆装表面にむらがない。 □　管の接合部（継目、目地、溶接部）の仕上げが良い。 □　付帯構造物との取り付け部の施工が良い。 □　土工関係の仕上げが良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・ａ 該当４項目・・・・・ｂ 該当３項目・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・ｄ	
	コンクリート二次製品水路（U 字溝、BF 等付帯的なものを除く）	●評価対象項目 □　土工関係の仕上げが良い。 □　法面の通りが良い。 □　土工の構造物等へのすりつけが良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げが良い。 □　施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等） □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当６項目以上・・・ａ 該当４項目・・・・・ｂ 該当３項目・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・ｄ	
	機械設備工事	●評価対象項目 □　主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 □　きめ細かな施工がなされている。 □　土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □　溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・ａ 該当３項目・・・・・ｂ 該当２項目・・・・・ｃ 該当１項目以下・・・ｄ	
	電気設備工事	●評価対象項目 □　きめ細やかな施工がなされている。 □　公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □　動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 □　ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 □　操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・ａ 該当４項目・・・・・ｂ 該当３項目・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・ｄ	
	維持修繕工事	●評価対象項目 □　小構造物等にも注意が払われている。 □　きめ細かな施工がなされている。 □　既設構造物とのすりつけが良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・ａ 該当２項目・・・・・ｂ 該当１項目・・・・・ｃ 該当項目なし・・・・ｄ	
	電線共同溝工事	●評価対象項目 □　歩道及び車道の舗装(含､仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □　ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □　施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・ａ 該当２項目・・・・・ｂ 該当１項目・・・・・ｃ 該当項目なし・・・・ｄ	
	通信設備工事 受変電設備工事	●評価対象項目 □　主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 □　公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □　動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 □　当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 □　操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・ａ 該当４項目・・・・・ｂ 該当３項目・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・ｄ	
	上記以外の工事 又は 合併工事	●評価対象項目 □　理由： □　理由： □　理由： □　理由： □　理由： ※　該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大５項目とする。		●判断基準 該当４項目以上・・・ａ 該当３項目・・・・・ｂ 該当２項目・・・・・ｃ 該当１項目以下・・・ｄ	

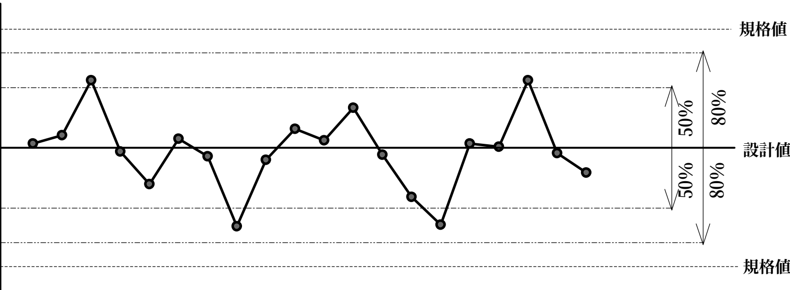
別紙1－4　記入方法及び留意事項

出来形及び品質のばらつきの考え方

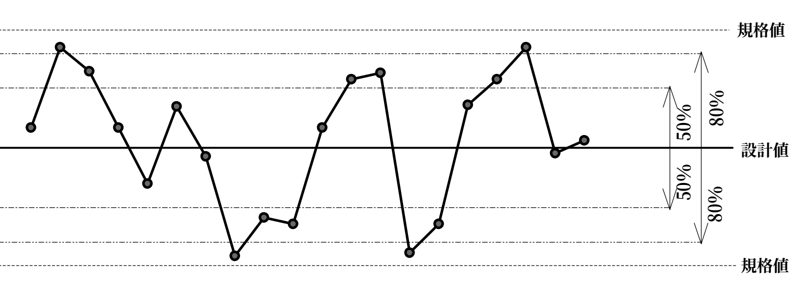
［管理図の場合］

（上・下限値がある場合）

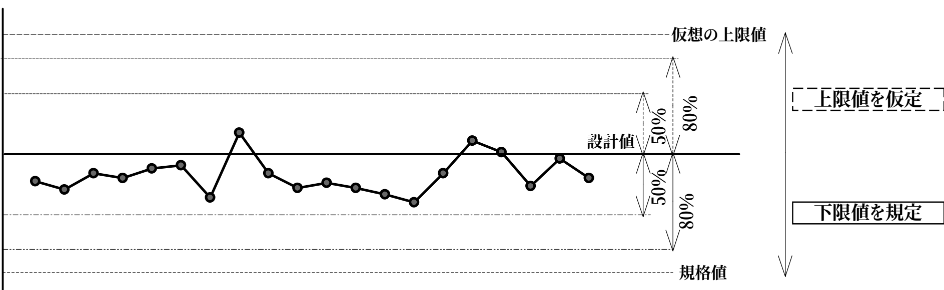
①ばらつきが50％以下と判断できる例



②ばらつきが80％以下と判断できる例



（下限値のみの場合）



【注意事項】

・規格値の50％値以内に測定値の８割以上が収まっていれば、「ばらつきが50％以下」と判断する。

　＜例①＞　20点中16点が、規格値の50％値以内に収まっている。

・規格値の80％値以内に測定値の８割以上が収まっていれば、「ばらつきが80％以下」と判断する。

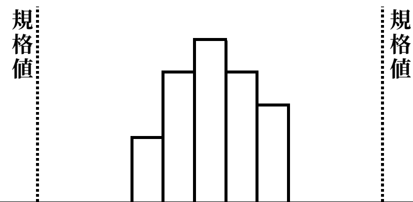
　＜例②＞　20点中16点が、規格値の80％値以内に収まっている。

・上限値がない場合は、下限値と同様な値があるものと仮定する。

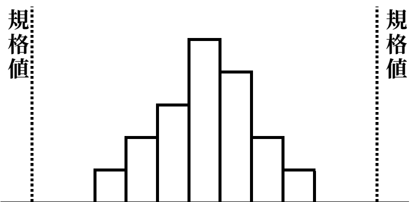
・測定値が少なく（概ね10点未満）ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで判断する。

［度数表またはヒストグラムの場合］

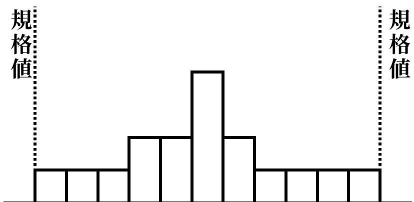
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



別紙1－5①

「施工プロセス」のチェックリスト（案）

1．工事名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
2．工　期 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
3．施工業者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所等名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

主任監督職員名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

①「施工プロセス」チェックリスト（案）は、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にチェックマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック時期（指示事項）														備考 （指示事項及びその是正状況等）
				着手前	施工中												完成時	
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○契約工程表	・ 契約締結の14日以内に、契約工程表が提出された。 （契約後、変更後）	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○工事カルテ	・ 事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。 （契約後、変更後、完成時）	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □ 完了	
		○品質証明	・ 品質証明員の資格（身分及び経歴）が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。（契約後、変更後）	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。 （検査の前等）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・ 品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切（数量も含む）に実施した。 （品質証明実施時）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○建設業退職金共済制度等	・ 掛金収納書の写しを契約締結後1ヵ月以内に提出した。 （契約後、増額変更後）	(/) □	(/) □	(/)	(/)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。 （施工時1回程度）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。 （施工時1回程度）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 （施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○請負代金内訳書	・ 契約締結後14日以内に、所定の様式で提出した。 （契約後、変更後）	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○施工体制台帳、施工体系図	・ 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 （施工時の当初、変更時）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。 （施工時の当初、変更時）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 施工体制台帳に、下請負金額を記入している。 （施工時の当初、変更時）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		

別紙1－5②

「施工プロセス」のチェックリスト（案）

（2／4）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック時期（指示事項）														備考 （指示事項及びその是正状況等）
				着手前	施工中												完成時	
1 施工体制	I 施工体制一般	○施工体制台帳、施工体系図 （続き）	・ 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 （施工時の当初、変更時）		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
			・ 施工体系図に記載のない業者が作業していない。 （施工時 1回/月程度）		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
			・ 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 （施工時の当初、変更時）		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
			・ 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 （施工時の当初、変更時）		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
		○建設業許可標識	・ 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。 （施工時1回程度）		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
	II 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者	○現場代理人	・ 現場代理人は、現場に常駐している。 （施工時 1回/月程度）		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
			・ 現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。 （施工時適宜）		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
		○専門技術者の配置	・ 専門技術者を専任し、配置している。 （施工計画時、施工時適宜）	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		建設業法により配置が必要な場合が対象
		○作業主任者の選任	・ 作業主任者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工時適宜）	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
		○監理技術者（主任技術者）の専任制	・ 資格者証の内容を確認した。 （着手前）	(/) ☐														
			・ 配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。（着手前）	(/) ☐														
			・ 現場に常駐していた。 （施工時 1回/月程度）		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
			・ 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 （施工時、打合せ時）		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 （施工時適宜）		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
		○現場技術者	・ 現場技術者の対応が適切である。 （施工時適宜）		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
		○下請負者の把握	・ 下請負者が水資源機構の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。 （施工時適宜）		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		

「施工プロセス」のチェックリスト（案）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項) 着手前	施工中												完成時	備考 (指示事項及びその是正状況等)
2 施工状況	I 施工管理	○設計図書の照査等	・契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工時適宜)	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工時適宜)	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/)	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
		○施工計画書	・施工(変更を含む)に先立ち、提出した。 (着手前、変更時)	(/) ☐	(/) ☐	☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工時適宜)		(/) ☐	(/) ☐	☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
			・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。 (施工時適宜)		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 (着手前、変更時)	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
		○施工管理 ・工事材料管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。 (施工時適宜)		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
		・出来形、品質管理	・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。 (施工時適宜)		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
			・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。 (施工時適宜)		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
		・イメージアップ	・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。 (施工時適宜)		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
		○検査(確認を含む)及び立会い等の調整	・監督員の立会いにあたって、あらかじめ立会簿を提出している。 (施工時適宜)		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
			・段階確認の確認時期が、適切である。 (施工時適宜)		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
		○工事の着手	・工事開始日後、30日以内に工事に着手した。 (着手時)	(/) ☐														
		○支給品及び貸与品	・受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。 (施工時適宜)		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票(マニュフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。 (施工時適宜)		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含めて提出した。 (着手時、完了時)	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	
		○指定建設機械類の確認	・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。 (施工時 1回程度)		(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/) ☐	(/)	(/) ☐		

別紙1－5④

「施工プロセス」のチェックリスト（案）

(4／4)

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）														備考（指示事項及びその是正状況等）
				着手前	施工中												完成時	
2 施工状況	II 工程管理	○工程管理	・ フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	III 安全対策	○安全活動	・ 災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 店社パトロールを実施し、記録がある。 (施工時 1回/月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 安全･訓練等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 新規入場者教育を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 過積載防止に取り組んでいる記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 使用機械、車輌等の点検整備が管理され、記録がある。 (施工時 1回/月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 保安施設等の整理･設置･管理が的確であり、記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○安全パトロールの指摘事項の処理	・ 各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	IV 対外関係	○関係機関等	・ 関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		

４．工事技術的難易度評価手順

工事の技術的難易度の評価は、次の手順により行うものとする。

１．土木工事等

土木一式工事、橋梁上部工事、舗装工事、法面処理工事等の工事の技術的難易度の評価は、工事技術的難易度評価表（別記様式２）に次の手順に従い評価結果を記入することとする。

手順１　工事区分

工事区分は、別紙２－３「工事区分別難易度対応表」の工事区分欄を基に、対象工事に含まれる難易度の最も高い工事区分を記入する。なお、技術的難易度に用いる工事区分は、別紙２－１「工事区分表」による。

手順２　小項目の評価

各小項目の評価は、別紙２－２「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」の評価対象事項について、各小項目の評価をＡ、Ｂ、Ｃで行い、別記様式２に記入する。

手順３　大項目の評価

各大項目の評価は、手順２の各小項目ごとの評価結果から表－１の判定基準に基づき、大項目の評価をＡ、Ｂ、Ｃで行い、別記様式２に記入する。

表－１　大項目判定基準

大項目評価	小　項　目　評　価
Ａ	対象大項目に対する各小項目にＡ判定が１つ以上ある。
Ｂ	対象大項目に対応する各小項目評価にＢ判定が１つ以上あり、かつ、Ａ判定がない。
Ｃ	対象大項目に対応する各小項目にＡ､若しくはＢ判定がない。

手順４　工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表－２の判定基準に基づき、当該対象工事の｢易、やや難、難｣の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式２に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のＡ、Ｂの判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価にA判定が１つあり、かつ、Ｂ判定が３個以下の場合は「やや難」と判定することを標準とするが、A判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

表－２　「易、やや難、難」判定基準

易、やや難、難の　判　定	大　項　目　評　価
難	・大項目の評価にA判定が２つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が４個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が３個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	・大項目の評価にB判定が１つ以上あり、かつA判定がない。 ・大項目の評価にA判定が１つ以上あり、かつB判定が３個以下である。
易	・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。

手順５　工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順４の判定結果から別紙２－３「工事区分別難易度対応表」の当該対象工事の工事区分に対応する工事難易度「Ⅰ～Ⅵ」の評価を行い、別記様式２に記録する。

別紙２－１

工 事 区 分 表

事業分類	構造物分類	構造形式･工法分類	区分番号
１．河川	1.1河川堤防		1010
	1.2河川護岸		1020
	1.3床止め･床固め		1030
	1.4堰･水門		1040
	1.5樋門･樋管		1050
	1.6水路ﾄﾝﾈﾙ	1.6.1山岳ﾄﾝﾈﾙ工法	1061
		1.6.2ｼｰﾙﾄﾞ工法	1062
		1.6.3推進工法	1063
		1.6.4開削工法	1064
	1.7伏せ越し		1070
	1.8揚排水機場		1080
	1.9河川浚渫		1090
	1.10河川維持管理 （補強･改築は含まない）		1100
	1.11その他		1110
２．海岸	2.1海岸堤防		2010
	2.2護岸		2020
	2.3突堤･離岸堤		2030
	2.4養浜		2040
	2.5海岸浚渫		2050
	2.6海岸維持管理 （補強･改築は含まない）		2060
	2.7その他		2070
３．砂防 ･地滑り	3.1砂防ﾀﾞﾑ		3010
	3.2流路工		3020
	3.3斜面対策 （地下水排除工、抑止杭工を含む）		3030
	3.4砂防維持管理 （補強･改築は含まない）		3040
	3.5その他		3050
４．ﾀﾞﾑ	4.1ﾀﾞﾑ （転流ﾄﾝﾈﾙは、５．道路－ 5.1ﾄﾝﾈﾙで評価する。）	4.1.1重力式ﾀﾞﾑ工事	4011
		4.1.2ｱｰﾁ式ﾀﾞﾑ工事	4012
		4.1.3ﾛｯｸﾌｨﾙﾀﾞﾑ工事	4013
		4.1.4ｱｰｽﾀﾞﾑ工事	4014
		4.1.5表面遮水壁ﾌｨﾙﾀﾞﾑ	4015
		4.1.6複合ﾀﾞﾑ工事	4016
		4.1.7ﾀﾞﾑ維持管理 （補強･改築は含まない）	4017
		4.1.8その他	4018
５．道路	5.1ﾄﾝﾈﾙ	5.1.1山岳ﾄﾝﾈﾙ工法	5011
		5.1.2ｼｰﾙﾄﾞ工法	5012
		5.1.3開削工法	5013
		5.1.4沈埋工法	5014

事業分類	構造物分類	構造形式･工法分類	区分番号
５．道路	5.2共同溝	5.2.1ｼｰﾙﾄﾞ工法	5021
		5.2.2推進工法	5022
		5.2.3開削工法	5023
	5.3橋梁上部	5.3.1RC橋	5031
		5.3.2PC橋	5032
		5.3.3鋼橋	5033
		5.3.4床版工（鋼橋）	5034
	5.4橋梁下部	5.4.1RC橋脚･橋台	5041
		5.4.2鋼製橋脚･橋台	5042
		5.4.3合成構造橋脚･橋台	5043
	5.5舗装	5.5.1ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ舗装	5051
		5.5.2ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	5052
		5.5.3ﾌﾞﾛｯｸ舗装	5053
	5.6道路付属施設		5060
	5.7切土工		5070
	5.8盛土工		5080
	5.9斜面安定･法面工		5090
	5.10ｶﾙﾊﾞｰﾄ工		5100
	5.11擁壁工		5110
	5.12排水工		5120
	5.13電線共同溝･CAB		5130
	5.14情報BOX		5140
	5.15ｼｪｯﾄﾞ		5150
	5.16道路維持管理 （補強･改築は含まない）		5160
	5.17その他		5170
６．公園	6.1基盤整備		6010
	6.2植栽		6020
	6.3施設整備		6030
	6.4ｸﾞﾗﾝﾄﾞ･ｺｰﾄ整備		6040
	6.5自然育成		6050
	6.6公園維持管理 （補強･改築は含まない）		6060
	6.7その他		6070
７．その他	7.1その他		7010
15．水　路	15.1　開水路	15.1.1　現場打水路	8511
		15.1.2　二次製品水路	8512
	15.2　函　渠	15.2.１　現場打水路	8521
		15.2.2　二次製品水路	8522
	15.3　サイホン		8530
17．管　水	17.1　既成管	17.1.1　ＲＣ管	8711
		17.1.2　ＶＰ管	8712
		17.1.3　ＤＣＩＰ管	8713
		17.1.4　ＦＲＰＭ管	8714
		17.1.5　ＳＰ管	8715
		17.1.6　コルゲート管	8716

別紙２－２

工事技術的難易度評価の小項目別運用表

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項等）
１．構造物条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚やﾄンネル線形等を含む）
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象
２．技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等
	②その他	施工方法に関する技術提案等
３．自然条件	①湧水･地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等
	②軟弱地盤	支持地盤の状況
	③作業用道路･ヤード	河川内･海域･急峻な地形条件下等、工事用道路･作業スペース等の制約
	④気象･海象	雨･雪･風･気温･波浪等の影響
	⑤その他	地すべり等の地質条件、急流河川における水流、海域における潮流等の影響、動植物等に対する配慮等
４．社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線･供用中道路･架空線･建築物等の近接物
	③騒音･振動	周辺住民等に対する騒音･振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路･ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下･高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴ぅ作業
	⑦その他	騒音･振動･水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関･公益事業者等との調整
	④工程管理	工期･工程の制約･変更への対応（工法変更等に伴ぅものを含む）
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ（高い品質管理精度の要求等を含む）
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

［評価方法］

以下の３ランクの評価を行ぅ。

Ａ： 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件･状況」

Ｂ： 困難な、または、高度な技術を要する「条件･状況」

Ｃ： 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件･状況」

別紙２－３

工事区分別難易度対応表

手順４の「易、やや難、難」判定結果から、工事区分に応じ、以下の工事難易度Ⅰ～Ⅵとして評価する。
なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合,難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、各工事区分の「難」より上位のランクに評価する。

事業分類	工事区分（構造物分類･構造形式･工法分類）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
１．河川	河川堤防,河川護岸,床止め･床固め,河川浚渫,維持管理	易	やや難	難			
	樋門･樋管,水路ﾄﾝﾈﾙ(推進工法),伏せ越し,揚排水機場		易	やや難	難		
	堰･水門,水路ﾄﾝﾈﾙ(山岳ﾄﾝﾈﾙ工法,ｼｰﾙﾄﾞ工法,開削工法)			易	やや難	難	
２．海岸	海岸堤防,護岸,養浜,海岸浚渫,維持管理	易	やや難	難			
	突堤･離岸堤		易	やや難	難		
３.砂防･地滑り	流路工,維持管理	易	やや難	難			
	砂防ﾀﾞﾑ,斜面対策		易	やや難	難		
４．ﾀﾞﾑ	維持管理	易	やや難	難			
	転流ﾄﾝﾈﾙ			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
５．道路	舗装,道路付属施設,切土工,盛土工,斜面安定･法面工,ｶﾙﾊﾞｰﾄ工,擁壁工,排水工,情報BOX,ｼｪｯﾄﾞ,維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進工法,開削工法),橋梁上部工,橋梁下部工,電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	ﾄﾝﾈﾙ(山岳ﾄﾝﾈﾙ工法,ｼｰﾙﾄﾞ工法,開削工法),共同溝(ｼｰﾙﾄﾞ工法)			易	やや難	難	
	ﾄﾝﾈﾙ(沈埋工法)				易	やや難	難
６．公園		易	やや難	難			
15．水路工	開水路(現場打水路,二次製品水路),管渠(現場打水路,二次製品水路)	易	やや難	難			
	サイホン		易	やや難	難		
17．管水路	既成管(RC管,VP管,DCPI管,FRPM管,SP管,ｺﾙｹﾞｰﾄ管)	易	やや難	難			

※工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係等から類推する。

２．電気工事

電気工事（土木工事に係る電気工事）の技術的難易度の評価は、工事技術的難易度評価表（別記様式２の２）に次の手順に従い評価結果を記入することとする。

手順１　設備区分

設備区分は、別紙２－５「設備区分別難易度対応表」の設備区分欄及び構造物分類等欄を基に、評価対象工事に含まれる最も工事難易度の高い設備区分及び構造物分類等を記入する。

手順２　小項目の評価

各小項目の評価は、別紙２－４「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」の評価対象事項について、各小項目の評価をＡ，Ｂ，Ｃで行い、別記様式２の２に記入する。

手順３　大項目の評価

各大項目の評価は、手順２の各小項目ごとの評価結果から表－３の判定基準に基づき、大項目の評価をＡ、Ｂ、Ｃで行い、別記様式２の２に記入する。

表－３　大項目判定基準

大項目評価	小　項　目　評　価
Ａ	対象大項目に対する各小項目にＡ判定が１つ以上ある。
Ｂ	対象大項目に対応する各小項目評価にＢ判定が１つ以上あり、かつ、Ａ判定がない。
Ｃ	対象大項目に対応する各小項目にＡ、若しくはＢ判定がない。

手順４　工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表－４の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式２の２に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のＡ、Ｂの判定も数に含めるものとする。

表－４「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」の 判 定	大 項 目 評 価
難	・大項目の評価にＡ判定が２つ以上ある。 ・大項目の評価にＡ判定が１つあり、かつＢ判定が３つ以上ある。 ・大項目の評価にＡ判定が１つあり、かつＢ判定が２つ以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	・大項目の評価にＡ判定が１つあり、かつＢ判定が２つ以下である。 ・大項目の評価にＡ判定がなく、かつＢ判定１つ以上ある。
易	・大項目の評価にＡ、若しくは、Ｂ判定がない。 ・大項目の評価にＡ判定がなく、かつＢ判定が１つ以上の場合にも、工事特性により、「易」と判定してもよい

手順５　工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順４の判定結果から別紙２－５「設備区分別難易度対応表」の当該対象工事の設備区分に対応する工事難易度「Ⅰ～Ⅵ」の評価を行い、別記様式２の２に記録する。

別紙２－４

工事技術的難易度評価の小項目別運用表

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項等）
1．設備条件	①設備種別	主な設備の種別（低圧設備、高圧設備等）
	②設備規模	主な設備の規模（照明灯数、線路亘長、設備容量等）
	③その他	既設設備の改造・転用、特殊な対象設備等
2．設備技術特性	①設備仕様	省エネ仕様、監視制御仕様、耐震仕様、リサイクルへの配慮等
	②施工方法	工法、使用材料等
	③その他	設備の運用に係る付加技術等
3．設備設置条件	①設置環境	湿度、温度、高度等
	②設置構造物	設置構造物の形状の複雑さ、設置箇所の条件等
	③その他	設置に際し特に配慮すべき特殊要因等
4．社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
5．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ（高い品質管理精度の要求等を含む）
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

［評価方法］

以下の3ランクの評価を行う。

Ａ： 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・特性」

Ｂ： 困難な、または、高度な技術を要する「条件・特性」

Ｃ： 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・特性」

別 紙2－4①

小項目別評価運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的事例			備　考
			評価 A	評価 B	評価 C	
1．設備条件	① 設備種別	主な設備の種別（低圧設備、高圧設備等）	・高圧配電・昇圧設備あり	・低圧配電・電源補償設備あり	・低圧単独引き込み	電気設備
			・衛星通信設備（可搬型を除く。）	・多重通信設備、ヘリ画像受信設備、K-COSMOS、有線通信設備、電話交換設備	・その他の一般的な通信設備	通信設備
			・各種情報通信（処理）設備（データ処理配信機能あり）	・各種情報通信（処理）設備（データ処理機能あり）	・各種情報通信（処理）設備（データ処理機能あり）	
			・シリンダー鉄塔	・パイプトラス鉄塔	・評価 A，Bに該当しない鉄塔	
			・特別高圧設備	・高圧設備	・低圧設備	受変電設備
	② 設備規模	主な設備の規模（照明灯数、線路亘長、設備容量等）	・道路照明：灯敏50灯以上	・20灯≦灯数＜50灯	・灯数20灯未満	電気設備
			・トンネル：延長500m以上	・75m≦延長＜500m	・延長75m未満	
			・配電線路：亘長1000m以上	・500m≦亘長＜1000m	・亘長500m未満	
			・共同溝：延長500m以上	・200m≦延長＜500m	・延長200m未満	
			・地下駐：床面積1000㎡以上	・500㎡≦床面積＜1000㎡	・床面積500㎡未満	
			・水処理：容量30kVA以上	・100kVA≦容量＜３００kVA	・容量：100kVA未満	
			・道路ヒーティング：容量100kVA以上	・50kVA≦容量＜100kVA	・容量50kVA未満	
			・鉄塔：高さ50m以上	・30m≦高さ＜50m	・高さ30m未満	通信設備
			・反射板：面積50㎡以上	・30㎡≦面積＜50㎡	・面積30㎡未満	
			・光ケーブル：接続10箇所以上	・1箇所≦接続＜10箇所	・接続箇所なし	
			・CCTV：画像処理系及び伝送系を含む	・伝送系を含む	・CCTVのみ	
			・高圧受変電：容量1000kW以上	・500kW≦容量＜1000kW	・容量：500kW未満	受変電設備
			・特高受変電：容量5000kW以上	・3000kW≦容量＜5000kW	・容量：3000kW未満	
			・発電：容量500kW以上	・100kW≦容量＜500kW	・容量：100kW未満	
	③ その他	既設設備の改造・転用、特殊な対象設備等	・既設設備を運用しながら一部の機能を更新	・評価 A，Cに該当しない	・既設設備撤去後に同程度の設備を設置	

別 紙 2－4②

小項目別評価運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的事例			備 考
			評 価 A	評 価 B	評 価 C	
2．設備技術特性	① 設備仕様	省エネ仕様、監視制御仕様、耐震仕様、リサイクルへの配慮等	・設備のランニングコスト低減を特に考慮している ・監視制御設備による制御	・設備のランニングコスト低減を比較的考慮している ・自動点滅装置による制御	・特になし ・点滅スイッチによる制御	
	② 施工方法	工法、使用材料等	・新規の工法、使用材料等を採用し、特に慎重な対応が必要	・新規の工法、使用材料等を採用しているが対処は比較的容易	・特になし	
	③ その他	設備の運用に係る付加技術等	・ヒューマンインタフェースの考慮により、設備の操作性が非常に良い	・ヒューマンインタフェースの考慮により、設備の操作性が比較的良い	・特になし	
3．設備設置条件	① 設置環境	湿度、温度、高度等	・冬季において積雪や凍結に特に慎重な対応が必要 ・共同溝の深度があり作業が困難	・積雪や凍結はあるが対処は比較的容易	・一般的な設置環境	
	② 設置構造物	設置構造物の形状の複雑さ、設置箇所の条件等	・道路・トンネル線形が厳しいなど特に慎重な対応が必要	・道路・トンネル線形は厳しいが対処は比較的容易	・特になし	
	③ その他	設置に際し特に配慮すべき特殊要因等	・共同溝にガス洞道があり特に細心の配慮が必要	・共同溝にガス洞道があり一般的な配慮が必要	・特になし	
4．社会条件	① 地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	・対処困難な障害物がある	・障害物はあるが対処は比較的容易	・特になし	
	② 近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物	・対処困難な近接物がある	・近接物はあるが対処は比較的容易	・特になし	
	③ 騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮	・対処が困難で特に慎重な対応が必要	・騒音・振動に対する配慮が必要であるが対処は比較的容易	・特になし	
	④ 水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	・対処が困難で特に慎重な対応が必要	・水質汚濁に対する配慮が必要であるが対処は比較的容易	・特になし	
	⑤ 作業道路・ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約	・作業道路・ヤードの制約が厳しい	・作業道路・ヤードに制約はあるが対処は比較的容易	・特になし	
	⑥ 現道作業	現道上での交通規制を伴う作業	・対処が困難で特に慎重な対応が必要	・一般的な対応が必要	・特になし	
	⑦ その他	騒音・振動・水貫汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等	・対処が困難で特に慎重な対応が必要	・PCB，SF6ガス、フロンガス等の処理が必要	・特になし	

別紙 2－4③

小項目別評価運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的事例			備考
			評価 A	評価 B	評価 C	
5．マネジメント特性	① 他工区調整	隣接工区との工程調整	・特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある	・調整を要する他工事（近接工区）の請負者がある	・特になし	
	② 住民対応	近隣住民との対応	・特に慎重な対応が必要	・一般的な対応が必要	・特になし	
	③ 関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整	・特に慎重な調整が必要	・一般的な調整が必要	・特になし	
	④ 工程管理	工期・工程の制約・変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）	・工期・工程が特に厳しい	・工期・工程がやや厳しい	・標準的な工期・工程	
	⑤ 品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ（高い品質管理精度の要求等を含む）	・特に厳しい品質管理が必要	・やや厳しい品質管理が必要	・標準的な品質管理	
	⑥ 安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業	・特に危険な作業	・やや危険な作業	・標準的な作業	
	⑦ その他	災害時の応急復旧等	・被災時の応急復旧工事で対処が困難	・被災時の応急復旧工事で一般的な対応が必要	・特になし	
6．特別考慮要因	——	難度の高い条件等	・新技術の採用、超大規模設備、大規模地震災害後の緊急復旧等で特に難度が高い	・新技術の採用、超大規模設備、大規模地震災害後の緊急復旧等で難度は高いが対処は比較的容易	・特になし	

注：本表は、小項目別評価の具体的事例を例示したものであり、これ以外の事例については、類似の事例、施工条件等から類推するものとする。

別紙２－５

設備区分別難易度対応表

手順４の「易、やや難、難」判定結果から、設備区分に応じ、以下の工事難易度Ⅰ～Ⅵとして評価する。

なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、各設備区分の「難」より上位のランクに評価できるものとする。

また、特に小規模な施設、施工条件等全般にわたり平易な場合等については、「易」の１ランク下に評価できるものとする。

設備区分	構造物分類等	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
１．河川電気通信設備	河川本川、河川堤防、その他河川一般	易	やや難	難			
	樋門･樋管、揚排水機場、堰		易	やや難	難		
２．海岸電気通信設備	海岸一般	易	やや難	難			
３．砂防・地滑り電気通信設備	砂防一般		易	やや難	難		
４．ダム電気通信設備	ダム周辺、その他ダム一般	易	やや難	難			
	堤体本体、湖水			易	やや難	難	
５．道路電気通信設備	道路付属施設、情報BOX、シェッド、維持管理、その他道路一般	易	やや難	難			
	トンネル、電線共同溝・CAB、地下駐車場、アンダーパス、地下道		易	やや難	難		
	橋梁、共同溝			易	やや難	難	
６．公園電気通信設備	公園一般	易	やや難	難			

※「○○一般」には、中継所施設を含むものとする。

３．機械工事

機械工事（土木工事に係る機械設備工事）の技術的難易度の評価は、工事技術的難易度評価表（別記様式２の３）に次の手順に従い評価結果を記入することとする。

手順１　設備区分

設備区分は、別紙２－６③「設備区分別難易度対応表」の設備区分及び構造物分類等を基に、評価対象工事に含まれる最も工事難易度の高い設備区分を記入する。

なお、技術的難易度に用いる設備区分は、別紙２－６①「設備区分表」による。

手順２　小項目の評価

各小項目の評価は、別紙２－６②「工事技術的難易度評価の小項目別運用表（土木工事に係る機械設備工事)」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価をＡ、Ｂ、Ｃで行い、別記様式第２の３に記入する。

手順３　大項目の評価

大項目の評価は、手順２の各小項目毎の評価結果から表―７の判定基準に基づき、大項目の評価をＡ、Ｂ、Ｃで行い、別記様式第２の３に記入する。

表－７　　大項目判定基準

大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対応する各小項目にA判定が１つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目にB判定が１つ以上あり、かつ、A判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。

手順４　工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表－８の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式第２の３に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のＡ、Ｂの判定も数に含めるものとする。

表－８「易、やや難、難」判定基準

「易い、やや難、難」の判定	大　項　目　評　価
難	・大項目の評価にＡ判定が２つ以上ある。 ・大項目の評価にＡ判定が１つ以上あり、かつＢ判定が４つ以上ある。 ・大項目の評価にＡ判定が１つ以上あり、かつＢ判定が３つ以下の場合にも、工事特性により「難」と判定してもよい。
やや難	・大項目の評価にＢ判定が１つ以上あり、かつＡ判定がない。 ・大項目の評価にＡ判定が１つ以上あり、かつＢ判定が３つ以下である。
易	・大項目の評価にＡ、若しくはＢ判定がない。

手順５　工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順４の判定結果から別紙２－６③「設備区分別の技術的難易度対応表（土木工事に係る機械設備工事）」の当該対象工事の設備区分に対応する工事難易度「Ⅰ～Ⅳ」の評価を行い、別記様式第２の３に記録する。

設備区分表

別紙２－６①

事業分類	構造物分類	構造形式･工法分類	区分番号
８．機械設備	8.1河川用水門設備		8010
	8.2ゴム引布製起伏堰ゲート		8020
	8.3ダム放流設備		8030
	8.4ダム取水設備		8040
	8.5揚排水ポンプ設備		8050
	8.6除塵設備		8060
	8.7ダム施工機械設備		8070
	8.8トンネル喚起設備		8080
	8.9トンネル非常用設備		8090
	8.10消融雪設備		8100
	8.11道路排水設備		8110
	8.12共同溝付帯設備		8120
	8.13駐車場設備		8130
	8.14車両重量計設備		8140
	8.15車両計測設備		8150
	8.16道路用昇降設備		8160
	8.17ダム管理設備		8170
	8.18遠方監視操作制御設備		8180
	8.19河川浄化設備		8190
	8.99その他機械設備		8990

別紙２－６②

工事技術的難易度評価の小項目別運用表（土木工事に係る機械設備工事）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項等）
１．設備条件	①設備種別	主な設備の種別（用途、種類、構造等）
	②設備規模	主な設備の規模（寸法、口径、能力等）
	③その他	機械設備の改造･転用、特殊な対象設備等）
２．設備技術特性	①施工技術	新技術、新素材等
	②その他	施工技術に関する技術提案等
３．設備据付条件	①設備環境	気象条件、現場条件等
	②土木構造物	土木構造物の形状等
	③その他	その他の特殊要因等
４．社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の施工に配慮すべき関連工事等との調整
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音･振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下･高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音･振動･水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関･公益事業者等との調整
	④工程管理	工期･工程の制約･変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ･複雑さ（高い品質管理精度の要求等を含む）
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

［評価方法］

以下の３ランクの評価を行う。

Ａ： 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件･状況」

Ｂ： 困難な、または、高度な技術を要する「条件･状況」

Ｃ： 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件･状況」

別紙２－６③

設備区分別の技術的難易度対比表（土木工事に係る機械設備工事）

手順４の「易、やや難、難」判定結果から、設備区分に応じ、以下の工事難易度Ⅰ～Ⅳとして評価する。
なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、設備区分の「難」より上位のランクに評価できるものとする。

設備区分	構造物分類等	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
１．河川機械設備	樋門・樋管ゲート設備、ゴム引布製起伏堰ゲート設備、 揚排水ポンプ設備（水中ポンプ）、救急排水ポンプ、除塵設備	易	やや難	難			
	水門ゲート設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備		易	やや難	難		
	揚排水ポンプ設備（水中ポンプ除く）、堰ゲート設備			易	やや難	難	
２．ダム機械設備	ダム管理設備	易	やや難	難			
	ダム施工機械設備		易	やや難	難		
	ダム放流設備、ダム取水設備			易	やや難	難	
３．道路機械設備	トンネルジェットファン設備、トンネル非常用設備、消融雪設備 道路排水設備、共同溝付帯設備、自走式駐車場設備 車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備	易	やや難	難			
	トンネル送風機設備、機械式駐車場設備 遠方監視操作制御設備		易	やや難	難		

別紙２－６④

小項目別評価運用基準表（土木工事に係る機械設備工事）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的事例			備考
			評価A	評価B	評価C	
１．設備条件	①設備種別	主な設備の種別（用途、種類、構造等）	・シェル構造ゲート等	・プレートガータ構造ゲート、起伏ゲート等	・プレートガータ構造角落としゲート等	河川用水門設備
			・多段式ゴム堰ゲート	・2段式ゴム堰ゲート	・1段式ゴム堰ゲート	ゴム引布製起伏堰ゲート設備
			・四方水密ローラゲート、ラジアルゲート、ホロージェットバルブ、フィクストコーンバルブ、ジェットフローゲート等	・三方水密ローラゲート、スライドゲート、スルースバルブ等	・その他の放流設備	ダム放流設備
			・円形（半円）多段ゲート	・直線多段ゲート	・その他の取水設備	ダム取水設備
			・横軸斜流ポンプ、縦軸斜流ポンプ、縦軸渦巻ポンプ、横軸渦巻ポンプ等	・縦軸軸流ポンプ、横軸軸流ポンプ等	・救急排水ポンプ設備、その他のポンプ設備	揚排水ポンプ設備
			・除塵設備（ネット式）	・除塵設備（レーキ式）	・除塵設備（コンベア式）	除塵設備
			・コンクリート打設設備、コンクリート生産設備、骨材生産設備等	・セメント貯蔵・輸送設備、骨材貯蔵・輸送設備、濁水処理設備、コンクリート冷却設備等	・その他のダム施工機械設備	ダム施工機械設備
			・送風機設備	・ジェットファン	・簡易な換気設備	トンネル換気設備
			・非常用設備（トンネル等級がＡＡまたはA）	・非常用設備（トンネル等級がB）	・非常用設備（トンネル等級がCまたはD）	トンネル非常用設備
			・太陽熱、地中熱等	・ヒートポンプ等無散水型	・散水融雪設備	消融雪設備
			・掘割、トンネル等	・アンダーパス	・アンダーパス（人道）	道路排水設備
			・防爆仕様等	・換気及び排水	・換気又は排水	・共同溝付帯設備
			・機械式駐車場設備（平面往復式）	・機械式駐車場設備（パレット式）	・自走式駐車場設備	駐車場設備
			・車重計	・軸重計	・簡易な重量計設備	車両重量計設備
			・車両諸元（車重、車高、車幅、ナンバー）計測	・車両諸元（車重、車高、車幅）計測	・その他	車両計測設備
			・大容量、特殊型等	・エレベータ設備、エスカレータ設備	・簡易な昇降設備	道路用昇降設備
			・水質保全設備等	・係船設備、昇降設備等	・流木止設備	ダム管理設備
			・遠方制御設備等	・監視設備、施設情報管理装置等	・伝送設備、計測設備等	遠方監視操作制御設備
			・河川浄化設備（レキ間浄化設備等）	・河川浄化設備（噴水・曝気設備等）	・簡易な浄化設備	河川浄化設備
	②設備規模	主な設備の規模（寸法、口径、能力等）	・1門当り扉体面積：２００㎡以上	・５０㎡以上２００㎡未満	・５０㎡未満	河川用プレートガータ構造ローラゲート
			・1門当り純径間：３０ｍ以上	・１５ｍ以上３０ｍ未満	・１５ｍ未満	河川用シェル構造ローラ
			・1門当り投影面積：１００㎡以上	・５０㎡以上１００㎡未満	・５０㎡未満	ゴム引布製起伏堰ゲート設備
			・設計水深：８０ｍ以上	・２５ｍ以上８０ｍ未満	・２５ｍ未満	ダム放流設備・ダム制水設備・放流管・小容量放流設備用ゲート・バルブ
			・1門当りの段数：4段以上	・3段	・3段未満	ダム取水ゲート

別紙２－６⑤

小項目別評価運用基準表（土木工事に係る機械設備工事）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的事例			備考
			評価A	評価B	評価C	
１．設備条件	②設備規模	主な設備の規模（寸法、口径、能力等）	・1台当りポンプ口径：２０００mm以上 ・高流速ポンプ	・１０００mm以上２０００mm未満 ・可動翼ポンプ	・１０００mm未満	軸流ポンプ、斜流ポンプ、渦巻ポンプ
			・数量5台以上	・数量２～４台	・数量1台	水中ポンプ
			・吊上能力：20t以上	・吊上能力：９．５t以上20t未満	・吊上能力：９．５t未満	コンクリート打設設備
			・骨材生産能力：500t/h以上	・骨材生産能力：100t/h以上500t/h未満	・骨材生産能力:100t/h未満	骨材生産設備
			・ミキサ容量：９．０m3以上	・ミキサ容量：３．０m3以上９．０m3未満	・ミキサ容量：３．０m3未満	コンクリート生産設備
			・輸送能力：80t/h以上	・輸送能力：40t/h以上80t/h未満	・輸送能力：40t/h未満	セメント貯蔵・輸送設備
			・ベルト幅：１２００mm以上	・ベルト幅：７５０mm以上１２００mm未満	ベルト幅：７５０mm未満	骨材貯蔵・輸送設備
			・濁水処理能力：１０００m3/h以上	・濁水処理能力：２００m3/h以上１０００m3/h未満	・濁水処理能力：２００m3/h未満	濁水処理設備
			・冷凍能力：３００ＪＲＴ以上	・冷凍能力：２００ＪＲＴ以上３００ＪＲＴ未	・冷凍能力：２００ＪＲＴ未満	コンクリート冷却設備
			・1台当り口径：３０００mm以上	・１９００mm以上３０００mm未満	・１９００mm未満	トンネル送排風機
			・数量6台以上	・数量３～５台	・数量2台以下	トンネルジェットファン
			・トンネル延長：２０００m以上	・トンネル延長：１０００m以上２０００m未満	・トンネル延長１０００m未満	トンネル非常用設備
			・融雪延長１５００m以上	・融雪延長７５０m以上１５００m未満	・融雪延長：７５０m未満	消融雪設備
			・口径５００mm以上	・口径２００mm以上５００mm未満	・口径２００mm未満	道路排水設備
			・共同溝延長４０００m以上	・共同溝延長２０００m以上４０００m未	・共同溝延長２０００m未満	共同溝設備
			・処理水量３．０m3/s以上	・処理水量１．０m3/s以上３．０m3/s未満	・処理水量１．０m3/s未満	河川浄化設備
			・駐車台数２００台以上	・駐車台数100台以上２００台未満	・駐車台数１００台未満	駐車場設備
			・計測トン数１００t超	・計測トン数７０t以上１００t以下	・計測トン数７０t未満	車両重量計設備
			・数量4台（車線数）以上	・数量２～３台（車線数）	・数量１台（車線数）	車両計測設備
			・数量4台以上	・数量２～３台	・数量１台	道路用昇降設備
			・設置数量4台以上	・設置数量２～３台	・設置数量１台	ダム管理設備
			・排水機場の遠方監視操作制御設備	・浄化施設類の遠方監視操作制御設備	・道路排水設備、水門類の遠方監視	遠方監視操作制御設備
	③その他	既設設備の改造・転用、特殊な対象設備等	・既設設備を運用しながら一部の機器を更新	・評価A、Cに該当しない	・既設設備撤去後に同程度の設備を設置	

別紙２－６⑥

小項目別評価運用基準表（土木工事に係る機械設備工事）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的事例			備考
			評価A	評価B	評価C	
２．設備技術特性	①施工技術	新技術、新素材等	・新技術、新素材等の採用を特に考慮している。	・新技術、新素材を比較的考慮している。	・特になし	
	②その他	施工技術に関する技術提案等	・設備のコスト縮減等に関する非常に効果的な技術提案があった。	・設備のコスト縮減等に関する効果的な技術提案があった。	・特になし	
３．設備据付条件	①設備環境	気象条件、現場条件等	・気象条件が悪く、特に慎重な対応が必要 ・現場条件が悪く、特に慎重な対応が必要	・気象条件は悪いが、対処は比較的容易 ・現場条件は悪いが、対処は比較的容易	・一般的な設備環境	
	②土木構造物	土木構造物の形状等	・土木構造物が複雑で、特に慎重な対応が必要	・土木構造物が複雑ではあるが、対処は比較的容易	・一般的な土木構造物	
	③その他	その他の特殊要因等	・その他の特殊要因等があり、特に慎重な対応が必要	・その他の特殊要因等があるが、対処は比較的容易	・特になし	
４．社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	・対処困難な障害物がある	・障害物はあるが対処は比較的容易	・特になし	
	②近接施工	工事の施工に配慮すべき関連工事等との調整	・関連工事等との困難な調整が必要	・関連工事等と調整は必要であるが、対処は比較的容易	・特になし	
	③騒音・振動	周辺住民に対する騒音・振動の配慮	・騒音・振動に対する配慮が必要であるが、対処は困難	・騒音・振動に対する配慮が必要であるが、対処は比較的容易	・特になし	
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	・水質汚濁に対する配慮が必要であるが、対処は困難	・水質汚濁に対する配慮が必要であるが対処は比較的容易	・特になし	
	⑤作業道路・ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの確保	・作業道路・ヤードの制約が厳しい	・作業道路・ヤードに制約はあるが対処は比較的容易	・特になし	
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業	・対処が困難で特に慎重な対応が必要	・一般的な対応が必要	・特になし	
	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等	・騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理	・PCB、SF6ガス、フロンガス等の処理が必要	・特になし	
５．マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整	・特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある	・調整を要する他工事(近接工区)の請負者がある	・特になし	
	②住民対応	近隣住民との対応	・特に慎重な対応が必要	・一般的な対応が必要	・特になし	
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整	・特に慎重な対応が必要	・一般的な対応が必要	・特になし	
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)	・工期・工程が特に厳しい	・工期・工程がやや厳しい	・標準的な工期・工程	
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)	・特に厳しい品質管理が必要	・やや厳しい品質管理が必要	・標準的な品質管理	
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業	・特に危険な作業	・やや危険な作業	・標準的な作業	
	⑦その他	災害時の応急復旧等	・被災時に応急復旧工事で対処が困難	・被災時の応急復旧工事で一般的な対応が必要	・特になし	
６．特別考慮要因	－	難度の高い条件等	・新技術の採用、超大規模設備、大規模地震災害後の緊急復旧等で特に難度が高い	・新技術の採用、超大規模設備、大規模地震災害後の緊急復旧等で難度は高いが対処は比較的容易	・特になし	

注：本表は、小項目別評価の具体的事例を示したものであり、これ意外の事例については、類似の事例、施工条件等から類推するものとする。

５．ＶＥ提案等評定手順

１．ＶＥ提案等評定手順

ＶＥ提案等の評定（以下「ＶＥ評定」という。）は、次の手順により行うものとする。

手順１　ＶＥ考査表（別記様式６～８）の作成

① 要領第６条第３項第１号の時期に、評定者は、「ＶＥ評定考査表（基本評定)」に設定された各考査項目ごとに評価を行い、各評価結果を総合的に判断し評定を行い評定結果を同表に記入する。

② 要領第６条第３項第２号の時期に、主任監督職員及び検査員は、「ＶＥ評定考査表（完成時評定)」に設定された各考査項目ごとに評価を行い評価結果を同表に記入する。評定者は、各評価結果を総合的に判断し評定を行い評定結果を同表に記入する。

③ 要領第６条第３項第３号の時期に、評定者は、「ＶＥ評定考査表（事後評定)」に設定された考査項目について評定を行い評定結果を同表に記入する。

手順２　ＶＥ提案等評定表（別記様式３）の作成

評定者は、手順１により作成されたＶＥ考査表の結果を踏まえ、当該提案のＶＥ評定を決定し、ＶＥ提案等評定表に評定結果を記入する。

なお、評定にあたっては、別紙の「ＶＥ評定にあたっての留意事項」を考慮するものとする。

別紙

【ＶＥ評定にあたっての留意事項】

（１）．ＶＥ評定の対象となる工事

ＶＥ評定は、入札者若しくは契約者から技術提案を受け付ける工事を対象とし、現在試行されている以下のような方式が対象となるが、新たな方式が試行された場合は、適宜対象に追加する。

入札時に技術提案を受け付けるもの

・入札時ＶＥ方式（価格競争）

契約後に技術提案を受け付けるもの

・契約後ＶＥ方式

（２）．ＶＥ評定の対象となるＶＥ提案

発注者が設計図書等で示した要件を満たすＶＥ提案を対象とする。落札、不落札は問わない。また、審査の結果不採用としたＶＥ提案でも、要件を満たしているものであればＶＥ評定の対象とする。

＜ＶＥ評定の対象として認められないＶＥ提案の例＞

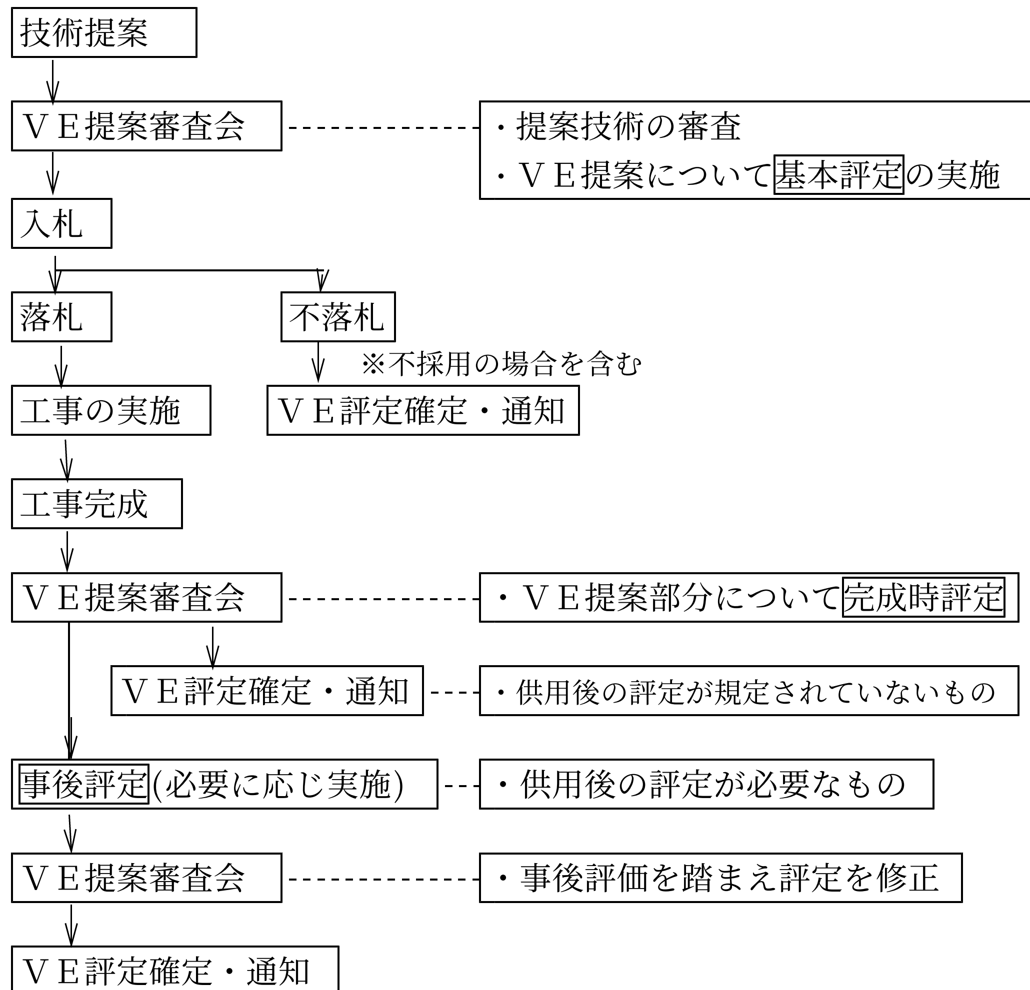
・設計図書に定められた提案を求める範囲を逸脱した提案

・必須要件として設計図書に示されている基準等を満たしていない提案

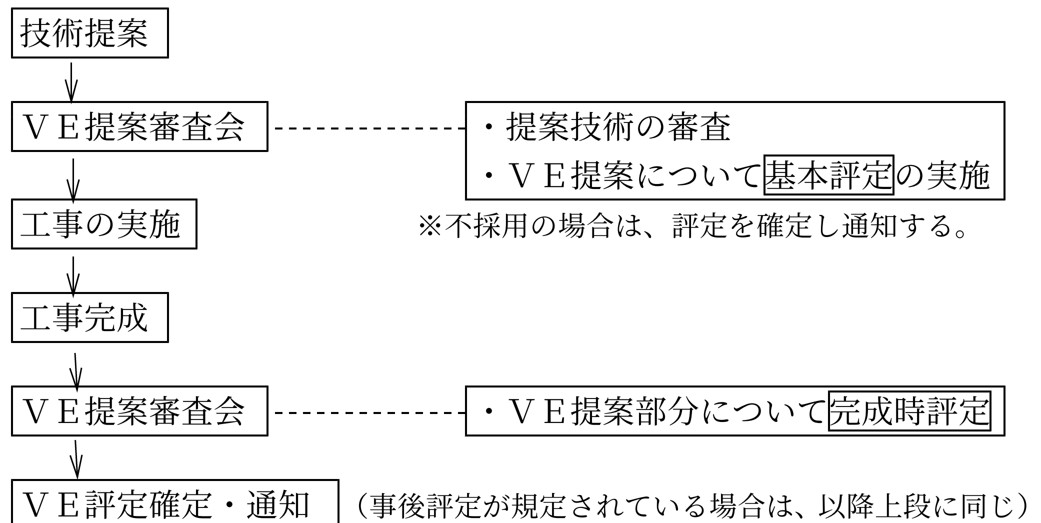
２．評定の流れ

評定の流れの概要は以下の通りである。

・入札時に技術提案を受け付けるもの（入札時ＶＥ）



・契約後に技術提案を受け付けるもの（契約後ＶＥ）



３．評定方法

基本評定及び完成時評定・事後評定を踏まえ、以下の通り６段階に評定を行う。

○基本評定

以下の通り、基本評定の３ランク評定を踏まえた評定を行う。ＶＥ提案は採択されたが落札しなかった場合及びＶＥ提案が不採択の場合（＝提案に基づく工事を行わなかった場合）は、基本評定がそのまま最終評定となる。

評　価	Ⅵ	Ⅴ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
採　択			優	良	可	
不採択				優	良	可

○完成時評定

提案に基づく工事を行った場合は、完成時評定による補正を行う。

・評価ａ：基本評定を２ランクアップ
・評価ｂ：基本評定を１ランクアップ
・評価ｃ：基本評定を１ランクダウン

（評定例）

基本評定：優、完成時評定：ａの場合　Ⅵ
基本評定：良、完成時評定：ｂの場合　Ⅳ
基本評定：可、完成時評定：ｃの場合　Ⅰ

○事後評定

当該工事の引き渡し後において、供用後の性能等が規定された工事にあっては、当該性能の測定時に事後評定を行い補正を行う。ただし、完成時評定後の時点でⅠに相当し、事後評定が評価ｂの場合は、Ⅰとする。

・評価ａ：基本評定を２ランクアップ
・評価ｂ：基本評定を１ランクダウン

４．ＶＥ評定の修正

一度決定した評定であっても、完成後に提案に起因する問題等が発生した場合は、ＶＥ提案審査会において評定を修正する。極めて大きなかし等が発生した場合は、ＶＥ点の抹消も含め検討する。

６．請負工事成績評定要領の運用に関する要領等

工 事 成 績 評 定 通 知 実 施 要 領

（平成 13 年 12 月 28 日
１３技第３０６号）

〔沿革〕 平成 16 年８月 23 日 16 技第 88 号改正
平成 17 年４月 15 日 17 技第８号改正
平成 21 年 12 月 25 日 21 技管第 35 号改正

（目的）

第１条　本要領は、工事成績及び工事の技術的難易度について、「請負工事成績評定要領」（水公達平成 13 年第 28 号。以下「評定要領」という。）第８条又は第９条の通知並びに要領第 10 条及び第 11 条の回答に関する事項を定める。

（評定点等の通知）

第２条　契約職（分任契約した工事については分任契約職とする。以下同じ。）は、評定者及び所長等から評定表等の提出がなされた後、当該工事の請負者に評定点及び工事の技術的難易度評価（以下「評定点等」という。）を速やかに別記様式１により通知するものとする。評定要領第９条に基づき評定点等を修正した場合についても、同様とする。

（説明請求の提出）

第３条　評定要領第 10 条第１項の書面の提出先は、本社契約工事の評定結果にあっては技術管理室長、支社・局契約工事の評定結果にあっては副支社長又は局次長（次長を置かない局にあっては企画調整課長）、分任契約工事の評定結果にあっては当該工事に係る分任契約職に応じ、それぞれ、総合事業部の次長（技術）、建設所等（総合事業所、建設所、総合管理所及び管理所をいう。）の副所長（技術）（副所長（技術）を置かない建設所等にあっては調査設計課長又は所長代理（技術）（課が置かれた管理所にあっては管理課長）とする。

（説明請求に対する回答）

第４条　評定要領第 10 条第２項の回答は、別記様式２によるものとする。

２　契約職は、前項の回答をする場合、工事等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

３　前項の工事等成績評定評価委員会は、別に定める規則に基づき設置するものとする。

４　契約職は、評定要領第 10 条第２項の回答をしたときは、評定要領第 10 条第１項の書面と併せ、回答した書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

（再説明請求の提出）

第５条　評定要領第 11 条第１項の書面の提出先は、技術管理室長とする。

（再説明請求に対する回答）

第６条　評定要領第 11 条第２項の回答は、別記様式３によるものとする。

２　評定要領第 11 条第２項の工事等成績評定審査委員会は、別に定める規則に基づき設置するものとする。

３　理事長は、評定要領第 11 条第２項の回答をしたときは、評定要領第 11 条第１項の書面と併せ、回答した書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

附　則

この要領は、平成１６年　９月　１日から実施する。

附　則

この要領は、平成１７年　４月　１日から実施する。

附　則

この要領は、平成２２年　１月　１日から実施する。

ＶＥ提案等評定通知実施要領

（平成 13 年 12 月 28 日
１３技第３０６号）

〔沿革〕平成 16 年 8 月 23 日 16 技第 88 号改正
平成 17 年 4 月 15 日 17 技第８号改正
平成21年12月25日21技管第35号改正

（目的）

第１条　本要領は、ＶＥ提案等について、請負工事成績評定要領（水公達平成13年第28号。以下「評定要領」という。）第８条又は第９条の通知並びに要領第10条及び第11条の回答に関する事項を定める。

（ＶＥ評定の通知）

第２条　契約職（分任契約した工事については分任契約職とする。以下同じ。）は、評定者からＶＥ提案等評定表の提出が成された後、当該提案を行った者にＶＥ提案等の評定（以下「ＶＥ評定」という。）を速やかに別記様式１により通知するものとする。評定要領第９条に基づきＶＥ評定を修正した場合についても同様とする。

（説明要求の提出）

第３条　評定要領第10条第１項の書面の提出先は、本社契約工事の評定結果にあっては技術管理室長、支社・局契約工事の評定結果にあっては副支社長又は局次長（次長を置かない局にあっては企画調整課長）、分任契約工事の評定結果にあっては当該工事に係る分任契約職に応じ、それぞれ、総合事業部の次長（技術）、建設所等（総合事業所、建設所、総合管理所及び管理所をいう。）の副所長（技術）（副所長（技術）を置かない建設所等にあっては調査設計課長又は所長代理（技術）（課が置かれた管理所にあっては管理課長）とする。

（説明要求に対する回答）

第４条　評定要領第10条第２項の回答は、別記様式２によるものとする。

２　契約職は、前項の回答をする場合、「工事成績評定通知実施要領」に定める工事等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

３　契約職は、評定要領第10条第２項の回答をしたときは、評定要領第10条第１項の書面と併せ、回答した書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

（再説明要求の提出）

第５条　評定要領第11条第１項の書面の提出先は、技術管理室長とする。

（再説明請求に対する回答）

第６条　評定要領第11条第２項の回答は、別記様式３によるものとする。

２　評定要領第11条第２項の工事等成績評定審査委員会は、「工事成績評定通知実施要領」第６条第２項に定める規則に基づき設置するものとする。

３　理事長は、評定要領第11条第２項の回答をしたときは、評定要領第11条

第１項の書面と併せ、回答した書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

附　則

この要領は、平成１６年　９月　１日から実施する。

附　則

この要領は、平成１７年　４月　１日から実施する。

附　則

この要領は、平成２２年　１月　１日から実施する。

工事等成績評定評価委員会規則

平成13年12月28日　13技第306号改正
平成16年 8月23日　16技第88号改正
平成17年 4月15日　17技第8号改正
平成21年 7月14日　21技管第19号改正
平成21年12月25日　21技管第35号改正

（趣旨）
第１条　本規則は、独立行政法人水資源機構に設置する工事等成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。
（委員会の役割）
第２条　委員会は、次の事項について審議するものとする。
一　工事成績評定通知実施要領及びＶＥ提案等評定通知実施要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
二　測量・調査・設計・現場技術業務等業務成績評定通知実施要領に基づき通知された評定点について、請負者が説明を求めた場合の回答
三　工事、測量等業務（測量・調査・設計・現場技術業務及び用地補償業務）の成績評定の公表に係る事項
五　その他工事、測量等業務の成績評定の運用に係る事項
（委員会の種類）
第３条　委員会は、本社契約工事等成績評定評価委員会、支社・局契約工事等成績評定評価委員会及び分任契約工事等成績評定評価委員会とする。
２　本社契約工事等成績評定評価委員会は本社に、支社・局契約工事等成績評定評価委員会は支社及び局に、分任契約工事等成績評定評価委員会は総合事業部及び建設所等（総合事業所、建設所、総合管理所及び管理所をいう。以下同じ。）に、それぞれ設置する。
（委員会の構成）
第４条　本社契約工事等成績評定評価委員会は、次に掲げる委員長及び委員をもって構成する。
委員長　技術管理室長
委　員　・財務部契約課長
・技術管理室の技術調査課長及び調査役
・委員会に諮る工事、測量等業務及び現場技術業務の担当に応じ、ダム事業部設計課長、水路事業部設計課長、管理事業部管理企画課長、管理事業部施設課長、用地部補償調整課長、技術管理室技術管理課長、技術管理室機械課長、技術管理室電気通信情報課長、技術管理室建築課長又は総合技術センターグループ長
・委員会に諮る工事、測量等業務を所掌する建設所長等
・委員会に諮る工事、測量等業務の検査員のうち委員長が指名した者
２　支社・局契約工事等成績評定評価委員会は、次に掲げる委員長及び委員をもって構成する。
委員長　支社にあっては副支社長、局にあっては次長

委　員　・総務課長（経理課長が置かれている支社にあっては経理課長）
・委員会に諮る工事、測量等業務の担当に応じ、建設部長、事業部長又は管理部長
・工務課長
・委員会に諮る工事、測量等業務の担当に応じ、設計課長、機械課長、電気通信課長、建築課長、企画調整課長、施設管理課長又は設備課長
・委員会に諮る工事、測量等業務を所掌する総合事業部長又は建設所長等
・委員会に諮る工事、測量等業務の検査員のうち委員長が指名した者

３　分任契約工事等成績評定評価委員会は、次に掲げる委員長及び委員をもって構成する。

一　総合事業部

委員長　次長（技術）

委　員　・経理課長
・工務課長
・委員会に諮る工事、測量等業務の担当支所長及び担当課長
・委員会に諮る工事、測量等業務の検査員のうち委員長が指名した者

二　建設所等

委員長　副所長（技術）（副所長（技術）を置かない建設所等にあっては調査設計課長又は所長代理（課が置かれた管理所にあっては管理課長）

委　員　・経理課長若しくは総務課長（課を置かない管理所にあっては所長代理（事務））
・工務課長若しくは所長代理（課が置かれた管理所にあっては管理課長）
・委員会に諮る工事、測量等業務の担当課長
・委員会に諮る工事、測量等業務の検査員のうち委員長が指名した者

４ 委員長が不在のときは、あらかじめ、委員長が指名する者がその職務を代理する。

（委員会の庶務）

第７条　委員会の庶務は、本社にあっては技術管理室、中部支社あっては工務課、関西支社にあっては設計課、吉野川局にあっては企画調整課、筑後川局にあっては設備課、総合事業部び建設所にあっては工務課、総合管理所にあっては管理課、管理所にあっては担当主幹（課が置かれた管理所にあっては管理課）が行う。

附　則

１　この規則は、平成１６年　９月　１日から実施する。

２　業務成績評定評価委員会規則（15技第79号平成15年12月24日）は、廃止する。

附　則

１　この規則は、平成１７年　４月　１日から実施する。

附 則

１　この規則は、平成２１年　７月１４日から実施する。

附 則

１　この規則は、平成２２年　１月　１日から実施する。

工事等成績評定審査委員会規則

平成13年12月28日　13技第306号改正
平成16年 8月23日　16技第88号改正
平成19年 7月 6日　19技第39号改正
平成21年 7月14日　21技第19号改正
平成21年12月25日　21技第35号改正

（趣旨）
第１条　本規則は、請負工事成績評定要領（水公達平成13年第28号。以下「工事評定要領」という。）第11条第２項及び測量・調査・設計・現場技術業務等成績評定要領（水機達平成15年度第51号。以下「測量等業務評定要領」という。）第10条第２項に規定する工事等成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。
（委員会の事務）
第２条　委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事項について審議するものとする。
一　請負工事、測量等業務の成績評定、工事の技術的難易度評価並びにＶＥ提案等評定について、契約職（分任契約した工事、測量等業務及び現場技術業務については分任契約職とする。以下同じ。）の回答について再説明の請求がなされた場合の、当該工事、測量等業務の成績評定、工事の技術的難易度評価並びにＶＥ提案等評定に関すること。
二　工事評定要領及び測量等業務評定要領の運用に関すること。
（委員会の委員及び組織）
第３条　委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、理事長が委嘱する。ただし、建設会社等（建設業又は建設コンサルタント業務等を営む者をいう。以下同じ。）の顧問等特定の建設会社等と密接な関係のある者及び機構の役員又は職員であった者に委嘱してはならない。
２　任期中に特定の建設会社等と密接な関係のある者となる場合には、理事長は、速やかに委員の改任を行う。
３　委員会は、委員３人で組織する。
４　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
５　委員は、再任されることができる。
６　委員は、非常勤とする。
７　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
８　委員長に事故あるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第４条　第２条第１号に掲げる事項について審議する会議は、再説明の請求があったときに、開催する。
２　第２条第２号に係る会議は、必要に応じ開催する。
３　前２項に規定する会議は、非公開とする。
（会議の招集及び議決）

第５条　前条第１項及び第２項に規定する会議は、委員長が招集する。
２　前条第１項及び第２項に規定する会議は、委員（委員長を含む。）の総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。
３　前条第１項及び第２項に規定する会議の議事は、出席委員（委員長を含む。）の過半数をもって決することとし、可否同数のときは、委員長が決する。
（持回り会議）
第６条　委員長は、急を要すると認められるときであって、第４条第１項に規定する会議を開催することができない場合は、書類の回議をもって会議の開催に代えることができる。
（再説明請求に係る審議）
第７条　理事長は、再説明の請求があったときは、委員長に委員会の開催を求め、審議を依頼する。この場合において、委員長は、請求期間の徒過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認めるときは、再説明の請求後７日以内に、専決により当該請求を却下することができる。
２　理事長は、前項の規定により委員長が請求を却下したときは、再説明請求者に対し、速やかに却下の通知を行う。
３　理事長は、前項の通知を行ったときは、再説明の請求者の提出した書面及び通知を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表する。
４　委員会は、第１項の審査を終えたときは、意見書を作成し、理事長に報告するとともに、これを公表する。
５　前項の報告は、再説明の請求があった日からおおむね５０日以内に行わなければならない。
（再説明請求に対する回答）
第８条　理事長は、委員会の審議の結果を踏まえ、再説明の請求者に対して回答するものとする。
２　理事長は、前項の回答を行ったときは、再説明の請求者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表する。
（委員の除斥）
第９条　委員は、第２条第１号の事項に関し、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。
（意見の具申又は勧告）
第１０条　委員会は、第２条第２号の事項に関し、改善すべき点があると認めたときは、必要に応じ、理事長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。
２　委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。
（守秘義務）
第１１条　委員は、審議事項について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
（委員会の庶務）
第１２条　委員会の庶務は、技術管理室において処理する。
（その他）
第１３条　この規則に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定

め、併せてその内容を公表する。

附則

１　この規則は、平成１６年　９月　１日から実施する。

２　業務成績評定審査委員会規則（15 技第79 号平成15 年12 月24 日）は、廃止する。

附 則

１ この規則は、平成１９年　８月　１日から実施する。

附 則

１ この規則は、平成２１年　７月１４日から実施する。

附 則

１ この規則は、平成２２年　１月　１日から実施する。

７．請負工事成績評定要領の運用に係る様式

Ｎｏ	分　類	様　式	様式名称	適　　用
	評定表等			「要領」第５条
1		別記様式１	工事成績評定表	「運用」３）(2)①
2		別記様式２	工事技術的難易度評価表（土木工事等）	「運用」３）(2)②
3		〃　２の２	〃　（土木工事に係る電気工事）	〃
4		〃　２の３	〃　（土木工事に係る機械設備工事）	〃
5		別記様式３	ＶＥ提案等評定表	「運用」３）(2)③
	通知書			「要領」第８条、第９条
6		別記様式１①	工事成績評定通知書	「運用」工事成績評定通知実施要領第２条
7		別表１	項目別評定点	〃
8		別表２	工事技術的難易度項目別評価表（土木工事等）	〃
9		〃　２の２	〃　（土木工事に係る電気工事）	〃
10		〃　２の３	〃　（土木工事に係る機械設備工事）	〃
11		別記様式１②	ＶＥ提案等評定通知書	「運用」ＶＥ提案等評定通知実施要領第２条
	説明書			「要領」第１０条
12		別記様式２①	工事成績評定に係る説明書（回答）	「運用」工事成績評定通知実施要領第４条
13		別記様式２②	ＶＥ提案等評定に係る説明書（回答）	「運用」ＶＥ提案等評定通知実施要領第４条
	再説明書			「要領」第１１条
14		別記様式３①	工事成績評定に係る再説明書（回答）	「運用」工事成績評定通知実施要領第６条
15		別記様式３②	ＶＥ提案等評定に係る再説明書（回答）	「運用」ＶＥ提案等評定通知実施要領第６条
	採点表等			
16		別記様式４	工事成績採点表	「要領」第５条、「運用」３）(3)
17		別記様式５	細目別評定点採点表	「運用」２．工事成績評定手順
18		別記様式６	ＶＥ評定考査表（基本評定）	「運用」５．ＶＥ提案等評定手順
19		別記様式７	ＶＥ評定考査表（完成時評定）	〃
20		別記様式８	ＶＥ評定考査表（事後評定）	〃

別記様式１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｎｏ．１

㊙　　　工事成績評定表

平成　　年　　月　　日

所長等	印

工事種別			設計書番号：	
工事名				
契約金額（円）	当初：		最終：	
第　回指定部分完了金額（円）				
工期	当初：平成　年　月　日～平成　年　月　日		最終：平成　年　月　日～平成　年　月　日	
完成年月日	平成　　年　　月　　日			
完成検査年月日	平成　　年　　月　　日			
請負者			業者番号：	
現場代理人氏名				
主任技術者氏名				
監理技術者氏名				
統括監督職員氏名				
主任監督職員氏名				
完成検査員氏名				
既済部分検査年月日	第　回 平成　年　月　日	第　回 平成　年　月　日	第　回 平成　年　月　日	第　回 平成　年　月　日
既済部分検査員氏名				
中間検査年月日	第　回 平成　年　月　日	第　回 平成　年　月　日	第　回 平成　年　月　日	第　回 平成　年　月　日
中間検査員氏名				
① 主任監督職員評定点	点			
② 統括監督職員評定点	点			
③既済部分、中間検査員評定点	点			
④ 完成検査員評定点	点			
⑤ 法令遵守等	点			
⑥ 評定点合計	点			

注　1　既済部分、中間検査があった場合
　　　評定点合計　⑥＝（①× 0.4 ＋②× 0.2 ＋③× 0.2 ＋④× 0.2）－⑤
　　既済部分、中間検査がなかった場合
　　　評定点合計　⑥＝（①× 0.4 ＋②× 0.2 ＋④× 0.4）－⑤
　2　既済部分、中間検査があわせて２回以上あった場合、評定点は既済部分、中間検査をあわせた平均値を記入する。
　3　指定部分完了の場合は、統括監督職員、主任監督職員及び検査員が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
　4　主任監督職員、統括監督職員、検査員の評定点は少数第１位までとする。
　5　評定点合計は、四捨五入により整数とする。
　6　⑤法令遵守等は、統括監督職員が記入する。
　7　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４縦とする。

別記様式２　　工事技術的難易度評価表(土木工事等)　　Ｎｏ.2

平成　　年　　月　　日

入札契約方式		事業所等名		評定者	印
工事名		契約金額（最終）			
工事 ＩＤ		工期（最終）	～		
請負業者名		CORINS登録番号		工事種別ｺｰﾄﾞ	

評 価 項 目				評 価 内 容
大 項 目	評価	小 項 目	評価	
１．構造物条件		①規模		
		②形状		
		③その他		
２．技術特性		①工法等		
		②その他		
３．自然条件		①湧水・地下水		
		②軟弱地盤		
		③作業用道路・ヤード		
		④気象・海象		
		⑤その他		
４．社会条件		①地中障害物		
		②近接施工		
		③騒音・振動		
		④水質汚濁		
		⑤作業用道路・ヤード		
		⑥現道作業		
		⑦その他		
５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性		①他工区調整		
		②住民対応		
		③関係機関対応		
		④工程管理		
		⑤品質管理		
		⑥安全管理		
		⑦その他		
６．特別考慮要因		ー		

工事区分			技術的難易度評価 「易、やや難、難」評価	

※ 評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

別記様式２の２　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｎｏ.3

工事技術的難易度評価表（土木工事に係る電気工事）

平成　　年　　月　　日

入札契約方式		事業所等名		評定者	印
工事名		契約金額（最終）			
工事 ＩＤ		工期（最終）	～		
請負業者名		CORINS登録番号		工事種別ｺｰﾄﾞ	

評価項目				評価内容
大項目	評価	小項目	評価	
1. 設備条件		①設備種別		
		②設備規模		
		③その他		
2. 設備技術特性		①設備仕様		
		②施工方法		
		③その他		
3. 設備設置条件		①設置環境		
		②設置構造物		
		③その他		
４. 社会条件		①地中障害物		
		②近接施工		
		③騒音・振動		
		④水質汚濁		
		⑤作業用道路・ヤード		
		⑥現道作業		
		⑦その他		
５. ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性		①他工区調整		
		②住民対応		
		③関係機関対応		
		④工程管理		
		⑤品質管理		
		⑥安全管理		
		⑦その他		
６. 特別考慮要因		ー		

設備区分 (構造物分類等)	ー	(　　　　　　)	技術的難易度評価	
			「易、やや難、難」評価	

※ 評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

別記様式　２の３　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＮＯ．４

工事技術的難易度評価表（土木工事に係る機械設備工事）

平成　　年　　月　　日

入札契約方式		事業所等名		評定者	印	
工事名			契約金額（最終）			
工事　ＩＤ			工期（最終）	～		
請負業者名			CORINS登録番号		工事種別ｺｰﾄﾞ	

評価項目				評　価　内　容
大項目	評価	小項目	評価	
１．設備条件		①設備種別		
		②設備規模		
		③その他		
２．設備技術特性		①施工技術		
		②その他		
３．設備据付条件		①設備環境		
		②土木構造物		
		③その他		
４．社会条件		①地中障害物		
		②近接施工		
		③騒音・振動		
		④水質汚濁		
		⑤作業用道路・ヤード		
		⑥現道作業		
		⑦その他		
５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性		①他工区調整		
		②住民対応		
		③関係機関対応		
		④工程管理		
		⑤品質管理		
		⑥安全管理		
		⑦その他		
６．特別考慮要因		ー		

設備区分 （構造物分類等）		（　　　　　　　　）	技術的難易度評価	
			「易しい、やや難、難」評価	

※ 評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

別記様式３　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｎｏ．５

ＶＥ提案等評定表

平成　　年　　月　　日

事業所等名：

工事名	
提案件名	
技術提案業者名	
ＶＥ提案等の時期	□入札時　□契約後
ＶＥ提案の採否	□採用　□不採用
提案に基づく施工の有無	□施工あり　□施工なし
提案者の契約の有無	□契約あり　□契約なし
契約内容（提案者が契約した場合に記入）	
契約金額	当初：　最終：
工期	当初：平成　年　月　日　最終：平成　年　月　日
完成年月日	平成　年　月　日
基本評定年月日	平成　年　月　日
ＶＥ提案審査会代表所属・氏名	
基本評定	優　良　可
完成時評定年月日	平成　年　月　日
主任監督職員　所属・氏名	
完成検査員　所属・氏名	
ＶＥ提案審査会代表所属・氏名	
完成時評定	ａ　ｂ　ｃ
事後評定年月日	平成　年　月　日
事後評定	ａ　ｂ
ＶＥ評定年月日	平成　年　月　日
ＶＥ提案審査会代表所属・氏名	印
ＶＥ評定	Ⅵ　Ⅴ　Ⅳ　Ⅲ　Ⅱ　Ⅰ

注１）本様式は、ＶＥ提案等評定の確定時に作成する。
２）同一工事で入札時、契約後双方にＶＥ提案等があった場合は、それぞれ別様に作成する。
３）完成時評定、事後評定は評定を行った場合のみ記入する。
４）ＶＥ提案審査会代表所属・氏名は、審査を行った時点の代表を記入する。
５）基本評定とＶＥ評定の関係は提案の採用、不採用により、以下の通りとする。

ＶＥ評定		Ⅵ	Ⅴ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
基本評定	採用			優	良	可	
	不採用				優	良	可

６）完成時評定を行った場合は、基本評定によるＶＥ評定を次の通り修正する。
評価ａ：基本評定によるＶＥ評定を２ランクアップ（例：Ⅳ→Ⅵ）
評価ｂ：基本評定によるＶＥ評定を１ランクアップ（例：Ⅲ→Ⅳ）
評価ｃ：基本評定によるＶＥ評定を１ランクダウン（例：Ⅲ→Ⅱ）
７）事後評定でｂの場合は、完成時評定後のＶＥ評定を１ランクダウンする。
（完成時評定後の時点でⅠの場合は、Ⅰとする。）

別記様式１①

○○第　　　　　号
平成　年　月　日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　殿

独立行政法人
水資源機構（分任）契約職
○　○　○　○印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、独立行政法人水資源機構請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して１４日以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　工　　事　　名　　　　○　○　○　○　工　事
２　工　　　　　期　　　平成○年○月○日～平成○年○月○日
３　完成検査年月日　　　平成　○年　○月　○日
４　成　績　評　定
①　評定点　　　　　　　○　○　点　　項目別評定点は、別表１のとおり
（①　修正評定点　　　　○　○　点　【評定点が修正された場合のみ】）
②　技術提案履行確認　　履行or不履行or対象外
③　工事技術的難易度評価　　○　　　項目別評価表は、別表２のとおり
５　送　　付　　先
〒○○○－○○○○　○○○○○○○○○○
独立行政法人水資源機構　○○○○○○○　宛
６　手続き等の問い合わせ先
〒○○○－○○○○　○○○○○○○○○○
独立行政法人水資源機構　○○○○○○○
ＴＥＬ　○○－○○○○－○○○○（代）　内線○○○○

別表１

項 目 別 評 定 点

評価項目	細　　別	評定点／満点
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	／ 3.3点
	II．配置技術者	／ 4..1点
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	／13.0点
	II．工程管理	／ 8.1点
	III. 安全対策	／ 8.8点
	IV. 対外関係	／ 3.7点
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	／14..9点
	II．品　質	／17.4点
	III. 出来ばえ	／ 8.5点
４．工事特性（加点のみ）	Ⅰ．施工条件等への対応	／ 7.3点
５．創意工夫（加点のみ）	Ⅰ．創意工夫	／ 5.7点
６．社会性等（加点のみ）	Ⅰ．地域への貢献等	／ 5.2点
７．法令遵守等（減点のみ)	工事事故等による減点	
	総合評価による減点	
評定点合計		／100点

別表２

工事技術的難易度項目別評価表（土木工事等）

大項目	評価	小項目	評価
１．構造物条件		①規模	
		②形状	
		③その他	
２．技術特性		①工法等	
		②その他	
３．自然条件		①湧水・地下水	
		②軟弱地盤	
		③作業用道路・ﾔｰﾄﾞ	
		④気象・海象	
		⑤その他	
４．社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業用道路・ﾔｰﾄﾞ	
		⑥現道作業	
		⑦その他	
５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
工事区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（Ⅰ～Ⅵ）			

別表２の２

工事技術的難易度項目別評価表（土木工事に係る電気工事）

大 項 目	評 価	小 項 目	評 価
１．設備条件		①設備種別	
		②設備規模	
		③その他	
２．設備技術特性		①設備仕様	
		②施工方法	
		③その他	
３．設備設置条件		①設置環境	
		②設置構造物	
		③その他	
４．社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業用道路・ﾔｰﾄﾞ	
		⑥現道作業	
		⑦その他	
５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
設備区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（Ⅰ～Ⅵ）			

別表２の３

工事技術的難易度項目別評価表（土木工事に係る機械設備工事）

大 項 目	評 価	小 項 目	評 価
１．設備条件		①設備種別	
		②設備規模	
		③その他	
２．設備技術特性		①施工技術	
		②その他	
３．設備据付条件		①設置環境	
		②土木構造物	
		③その他	
４．社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業用道路・ﾔｰﾄﾞ	
		⑥現道作業	
		⑦その他	
５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
設備区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（Ⅰ～Ⅵ）			

別記様式１②

○○第　　　　号
平成　　年　　月　　日

提案の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　　　　殿

独立行政法人
水資源機構契約職
○　○　○　○　　印

ＶＥ提案等評定通知書

貴社が行ったＶＥ提案等について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して１４日以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記の通りです。

記

１　工事名　　　　　　　○○○○工事
　　提案件名　　　　　　○○○○○○○○
２　ＶＥ提案審査会年月日　平成　○年　○月　○日
３　ＶＥ評定　　　　　　○
　　基本評定　　　　　　○
　　完成時評定　　　　　○　　　　【完成時評定を行った場合のみ】
　　事後評定　　　　　　○　　　　【事後評定を行った場合のみ】
４　送付先
　　〒○○○－○○○○　　○○○○○○○○○○○
　　独立行政法人　水資源機構　○○○○○○○　宛
５　手続き等の問い合わせ先
　　〒○○○－○○○○　　○○○○○○○○○○○
　　独立行政法人　水資源機構　○○○○○○○
　　ＴＥＬ　○○－○○○○－○○○○（代）　内線○○○○

No．１２

別記様式２①

○○第　　　　　号
平成　　年　　月　　日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　殿

独立行政法人
水資源機構契約職
○　○　○　○　　印

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成　年　月　日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して１４日以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は水資源機構に設けられた工事等成績評定審査委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　工　事　名　　　　　○　○　○　○　工　事
２　疑問に対する回答

３　送付先
〒○○○－○○○○　○○○○○○○○○○○
独立行政法人　水資源機構　○○○○○○○　宛
４　手続き等の問い合わせ先
〒○○○－○○○○　○○○○○○○○○○○
独立行政法人　水資源機構　○○○○○○○
ＴＥＬ　○○－○○○○－○○○○（代）　内線○○○○

Ｎｏ．１３

別記様式２②

〇〇第　　　　号
平成　　年　　月　　日

提案の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　　　　殿

独立行政法人
水資源機構契約職
〇　〇　〇　〇　　印

ＶＥ提案等評定に係る説明書（回答）

平成　年　月　日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して１４日以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は、水資源機構に設けられた工事等成績評定審査委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　工事名　　　　〇〇〇〇工事
　　提案件名　　　〇〇〇〇〇〇〇〇
２　疑問に対する回答

３　送付先
　　〒〇〇〇－〇〇〇〇　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
　　独立行政法人　水資源機構　〇〇〇〇〇〇〇　宛
４　手続き等の問い合わせ先
　　〒〇〇〇－〇〇〇〇　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
　　独立行政法人　水資源機構　〇〇〇〇〇〇〇
　　　ＴＥＬ　〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇（代）　内線〇〇〇〇

Ｎｏ．１４

別記様式３①

〇〇技第　　　　号
平成　　年　　月　　日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　殿

独立行政法人
水資源機構契約職
〇　〇　〇　〇　　印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

平成　年　月　日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

１　工　事　名　　　　　　〇　〇　〇　〇　工　事

２　疑問に対する回答

別記様式３②

〇〇技第　　　　号
平成　　年　　月　　日

提案の相手方
　所在地
　　商号又は名称
　　　　代表者氏名　　　　　殿

独立行政法人
水資源機構理事長
　　〇　〇　〇　〇　　印

ＶＥ提案等評定に係る再説明書（回答）

　平成　年　月　日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

１　工事名　　　　　　　　〇〇〇〇工事
　　提案件名　　　　　　　〇〇〇〇〇〇〇〇

２　疑問に対する回答

別記様式4

平成　年　月　日　作成

工 事 成 績 採 点 表 （完成・第　回指定部分完了・第　回既済・第　回中間）

事業所等名

工事名		契約金額(最終)		第　回指定部分完了金額			
請負者		工期	自 平成　年　月　日 〜至 平成　年　月　日	完成年月日	平成　年　月　日	検査年月日	平成　年　月　日

考査項目		① 主任監督職員(完成)					② 統括監督職員(完成)							③ 検査員(第　回既済・中間)							③ 検査員(第　回既済・中間)							④ 検 査 員(完 成)						
		氏名				印	氏名						印	氏名						印	氏名						印	氏名						印
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1.施工体制	I.施工体制一般	+1.0	＋0.5	0	-5.0	-10																												
	II.配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2.施工状況	I.施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5		+2.5		0	-7.5	-15	+5		+2.5		0	-7.5	-15	+5		+2.5		0	-7.5	-15
	II.工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	III.安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	IV.対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3.出来形及出来ばえ	I.出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II.品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III.出来ばえ													+5		+2.5		0	-5		+5		+2.5		0	-5		+5		+2.5		0	-5	
4.工事特性	I.施工条件等への対応※2						+20〜0																											
5.創意工夫	I.創意工夫　※3	+7〜0																																
6.社会性等	I.地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																							

項目	①	②	③	③	④
加減点合計(1＋2＋3＋4＋5＋6)	±　点	±　点	±　点	±　点	±　点
評定点　(65点±加減点合計)※1	①　点	②　点	③　点	③　点	④　点

7. 評定点計　＿＿点

○既済部分(中間)検査があった場合　：(①　点×0.4＋②　点×0.2＋③　点×0.2＋④　点×0.2)＝　点

※但し、③(既済、中間)が2回以上の場合は平均値

○既済部分(中間)検査がなかった場合：(①　点×0.4＋②　点×0.2＋④　点×0.4)　＝　点

8. 法令遵守等※7　　点

9. 総合評価　技術提案履行確認　※9　　履行　不履行　対象外

10. 評定点合計※8　＿＿点　○7. 評定点計(　点)　－8. 法令遵守等(　点)　＝　点

所　見※5	〔主任監督職員〕	〔統括監督職員〕	〔検査員〕

※1　1〜3の評定(65点±加減点合計)＋4〜6の評定(加点合計)。各評定点(①〜④)は小数第1位まで記入する。
※2　工事特性は当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、主任監督職員からの報告を受けて総括監督職員が評価するものとする。
※3創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※4　工事特性、創意工夫、社会性等は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
※5　所見は必ず記載する。
※6　各考査項目ごとの採点は、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任、統括監督職員が行う。
※7　法令遵守等の評価は、統括監督職員が行う。
※8　評定点合計は、四捨五入により整数とする。
※9　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は『不履行』を選択する。
※10　用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

別記様式５

細目別評定点採点表

工事名：

項　目	細　別	① 主任監督職員	② 統括監督職員	③ 検査員（既済・中間）	③ 検査員（既済・中間）	④ 検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	(　)×0.4+2.9= 点					3.3点	
	Ⅱ．配置技術者	(　)×0.4+2.9= 点					4.1点	
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	(　)×0.4+2.9= 点		(　)×0.4+6.5= 点	(　)×0.4+6.5= 点	(　)×0.4+6.5= 点	13.0点	
	Ⅱ．工程管理	(　)×0.4+2.9= 点	(　)×0.2+3.2= 点				8.1点	
	Ⅲ．安全対策	(　)×0.4+2.9= 点	(　)×0.2+3.3= 点				8.8点	
	Ⅳ．対外関係	(　)×0.4+2.9= 点					3.7点	
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	(　)×0.4+2.8= 点		(　)×0.4+6.5= 点	(　)×0.4+6.5= 点	(　)×0.4+6.5= 点	14.9点	
	Ⅱ．品質	(　)×0.4+2.9= 点		(　)×0.4+6.5= 点	(　)×0.4+6.5= 点	(　)×0.4+6.5= 点	17.4点	
	Ⅲ．出来映え			(　)×0.4+6.5= 点	(　)×0.4+6.5= 点	(　)×0.4+6.5= 点	8.5点	
4．工事特性	Ⅰ．工事特性		(　)×0.2+3.3= 点				7.3点	
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	(　)×0.4+2.9= 点					5.7点	
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		(　)×0.2+3.2= 点				5.2点	
7．法令遵守等			(　)×1.0= 点					
						評定点合計	100点	
8．総合評価技術提案	技術提案履行確認		履行　不履行　対象外					

※　既済部分（中間）検査があった場合　　（①＋②＋③×0.5＋④×0.5）＝細目別評定点（既済、中間が２回以上の場合は③を平均する）
　　既済部分（中間）検査がなかった場合　（①＋②＋④）＝細目別評定点

※　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
※　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は『不履行』を選択する。

別記様式６ No. １８

ＶＥ評定考査表（基本評定）

平成　年　月　日
事業所等名：

工事名	
提案件名	
技術提案業者名	
ＶＥ提案等の時期	□入札時　□契約後
ＶＥ提案の採否	□採用　□不採用
提案に基づく施工の有無	□施工あり　□施工なし
提案者の契約の有無	□契約あり　□契約なし
ＶＥ提案審査会　開催年月日	平成　年　月　日
ＶＥ提案審査会代表 所属・氏名	印

考査項目		着目点	評価		
共通考査項目	発注者の主旨の理解度	発注者のニーズを理解した的確な提案である　等	a	b	c
	提案の独創性	新技術・新工法の採用 提案内容の創意工夫　等	a	b	c
	施工計画	安全確保等の信頼性、施工計画・仮設計画の確実性 施工期間の短縮 提案の根拠となる資料等の充実　等	a	b	c
	コスト低減効果	提案工種におけるコスト縮減効果　等	a	b	c
	社会的ニーズへの配慮	環境対策 リサイクルへの取り組み　等	a	b	c
	技術の展開性	今後の類似工事への適用 大きな技術的波及効果　等	a	b	c
個別考査項目	（具体的に記入）	（具体的に記入）	a	b	c

評定結果		優	大きな効果が期待される。あるいは創意工夫の程度が大である。
		良	効果が期待される。あるいは創意工夫が認められる。
		可	大きな効果は期待できない。あるいは創意工夫の程度が小さい。
	（ＶＥ提案審査会所見記入欄）		

注１）各考査項目の評価を踏まえ総合的に判断し、３段階に評定を行う。
　２）個別考査項目は、工事毎に提案内容に応じて設定する。

別記様式７　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｎｏ．１９

ＶＥ評定考査表（完成時評定）

平成　　年　　月　　日

事業所等名：

工事名	
提案件名	
技術提案業者名	
完成検査年月日	平成　　年　　月　　日
主任監督職員　所属・氏名	印
完成検査員　所属・氏名	印
ＶＥ提案審査会代表 所属・氏名	印

考査項目		着目点	評価		
主任監督職員	施工状況	提案通りの施工が行われたか 提案部分に係る工程管理が適切であったか 品質確保対策、安全対策等は十分であったか　等	a	b	c
	施工プロセス	提案に関して監督員との意思疎通は十分であったか 提案に起因した事故等、問題発生の有無 問題等が発生した場合に適切な対応を行ったか　等	a	b	c
	（所見記入欄）				
検査員	施工状況	提案に係る工事記録等が適切に整理されているか	a	b	c
	出来形及び出来ばえ	提案部分の出来形が規格値等を満足しているか 提案部分の品質のばらつきは小さいか 提案部分の仕上げがきめ細かく、美観が良いか　等	a	b	c
	性能の発揮 設計図書で性能を規定している場合は、性能の達成状況について具体的に記入	提案通りの性能が得られたか ※必要に応じ性能測定結果を添付すること。	a	b	c
	（所見記入欄）				

評定結果		a	提案を上回る優れた成果が得られた。
		b	提案通りの成果が得られた。
		c	提案を満たさなかった。あるいは提案に起因した問題等が発生。
	（ＶＥ提案審査会所見記入欄）		

注１）考査項目については、ＶＥ提案等に係る部分に着目し記入する。

２）各考査項目の評価を踏まえ総合的に判断し、３段階に評定を行う。

３）評定は、検査員及び主任監督職員の考査を参考の上、ＶＥ提案審査会が行う。

別記様式８　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｎｏ．２０

ＶＥ評定考査表（事後評定）

平成　　年　　月　　日
事業所等名：

工事名	
提案件名	
技術提案業者名	
事後評定年月日	平成　　年　　月　　日
ＶＥ提案審査会代表所属・氏名	印

考査項目	着目点
性能の発揮 設計図書で性能を規定している場合は、性能の達成状況について具体的に記入	規定されている性能を満たしているか ※必要に応じ性能測定結果を添付すること。

評定結果		ａ	規定された性能を満たしている。
		ｂ	規定された性能を満たしていない。
	（ＶＥ提案審査会所見記入欄）		